

実施契約書（案）に対する質問・意見への回答

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項			
1	実施契約書（案）	1	第1章		第1条	2	目的及び解釈	質問 「水道料金の値上げによって市民の負担を求めることなく」との記載がありますが、市は本事業期間中は水道料金の値上げはしないということでしょうか。	事業期間中、現行の料金水準を維持することを前提に本事業の制度設計を行っています。
2	実施契約書（案）	2	第1章		第6条	5	許認可等及び届出等	質問 運営権者は本事業開始予定日までに本契約の義務履行に必要な許認可等の原本を提出するとありますが、これは本事業開始予定日までに取得が必要な許認可等についての規定であることを確認願います。	ご理解のとおりです。
3	実施契約書（案）	2	第1章		第8条	1	(4) 運営権者による表明及び保証	質問 運営権者の義務の定義を教えてください。	公共施設等運営権実施契約に基づいて運営権者が負う義務を意味します。
4	実施契約書（案）	3	第1章		第8条	2	運営権者による表明及び保証	質問 銀行等による融資の場合、自己資本比率の制限規定（最低比率等）はありますでしょうか。	特にありません。
5	実施契約書（案）	3	第2章		第9条	1	本運営事業の承継等	意見 運営権者承継対象契約の承継（契約相手方の承諾の取得を含む。）とありますが、募集要項10頁13には、「市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし」とありますので、契約相手方の承諾は市にて取得していただけないでしょうか。	配水管更新に係る設計業務委託契約については、当該契約の中で運営権者に対する契約の承継についてあらかじめ受託者が承諾する旨を規定することで契約相手方の承諾を取得することを予定しておりますが、その他の運営権者承継対象契約（もしあれば）については、運営権者にて契約相手方から承諾を取得してください。
6	実施契約書（案）	3	第2章		第9条	1	本運営事業の承継等	質問 運営権設定対象施設について、更新前の管路の不具合は貴市で対応するという認識で宜しいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書（案）第51条」のとおり、「運営権設定対象施設の物理的な状態」に関して市は一切の責任を負いません。なお、漏水等に起因する修繕工事などの運営権設定対象施設の維持保全業務は市が実施します。
7	実施契約書（案）	3	第2章		第9条	5	本運営事業の承継等	意見 本運営事業の承継にあたって、運営権者の責めに帰さない事由により発生した増加費用又は損害については、市の負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
8	実施契約書（案）	4	第2章		第10条		市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	質問 市が実施する運営権設定対象施設の更新が完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合であっても、市は当該増加費用又は損害を補償する責任を負わないとありますが、一方で、運営権者に要求水準未達の場合に違約金を課することは不平等であると感じます。2つの違いについて考え方を教えてください。	市が実施する運営権設定対象施設の更新が完了しないことにより、運営権者が初期に実施予定としていた工事の発注ができなくなった場合でも、更新路線の組替えにより要求水準は達成でき、また、増加費用や損害もほぼ発生しないものと見込んでいることから、原文の内容で運営権者に過度な負担を課すものではないと考えております。
9	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	1	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見 「募集要項等に記載されたもの以外の更新を行おうとする場合には、あらかじめ運営権者に通知する」とありますが、事前に更新内容について協議させていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。公募の条件とご理解ください。
10	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	1	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	質問 「あらかじめ運営権者に通知するもの」について、事業開始何日前まで等期間を示して頂けますでしょうか。	基本協定締結以降、事業開始日前日まで、事案発生の都度、速やかに通知いたします。
11	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	1	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	質問 「募集要項等に記載された内容に従った更新」とは市がR3年度中に行う予定をしている約271kmの工事のことでしょうか。	本事業開始までに市が発注する予定の配水管更新工事として、「関連資料集No.8」でお示しすることとなる工事のことです。
12	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	1	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	質問 「募集要項等に記載されたもの以外の更新を行おうとする場合には」とありますが、R4年度以降において、市が独自で運営権者に選定の裁量がある路線の更新工事を行う可能性があるということでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものはありませんが、「公共施設等運営権実施契約書（案）第40条」に基づいて市が管路の更新を行う可能性はあります。
13	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	1	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	質問 「市が実施した運営権設定対象施設に関する更新部分は、当然に運営権設定対象施設に含まれるものとして」とありますが、市が更新工事を行った場合でも運営権者の更新延長に含まれるということでしょうか。（市が更新工事を行った場合でも配水管延長1,800km以上、耐震管率、耐震適合率等に反映されるか否か。）	「モニタリング計画（案）別紙4」をご確認ください。 なお、市が実施する募集要項等に記載された運営権設定対象施設の更新については、「要求水準書（案）第3-3-(1)-ア-(ア)-(オ)」に定める定量的指標のうち、(ア)には計上されませんが、それ以外の指標には反映されます。
14	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見 市が実施する運営権設定対象施設の更新が完了しないことにより生じた当該増加費用又は損害を補償する責任は、市で負担していただけないでしょうか。	
15	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見 「市が実施する更新」において生じた損害については市の帰責と考えます。市が責任を負うものとしてください。	
16	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見 「市は、当該増加費用又は損害を補償する義務は負わない」との記載がありますが、運営権者には遅延によるペナルティーが課されていることから、貴市においても予定時期に完了しない場合は損害等を補償すべきと考えます。	原文のとおりとします。
17	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見 市が実施する運営権設定対象施設の更新が完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合であっても、市は、当該増加費用又は損害を補償する責任を負わないものとする、とされていますが、当該損害等を運営権者が負担するのは不合理と考えます。よって、少なくとも、利用料金按分率（上限）の定期レビュー、臨時補正の対象として頂くよう、修正頂ければと思います。	なお、市が実施する運営権設定対象施設の更新が完了しないことにより生じた当該増加費用又は損害に対する市の考え方については、No.8の回答をご確認ください。
18	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見 市が実施する運営権設定対象施設の更新が完了しないことに起因し、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合は、市に責任があると考えますので、当該増加費用又は損害を補償する責任は市に負っていただく、もしくは市と運営権者との協議していただきたいと存じます。	
19	実施契約書（案）	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	質問 「募集要項等に記載された更新」及び「募集要項等に記載された予定時期」について、該当する記載がどこにあるかご教示ください。	「募集要項等に記載された更新」については、「募集要項 第2-13」に記載のとおりです。「募集要項等に記載された予定時期」については、「関連資料集No.8」や競争的対話等の事業者選定手続きにてご確認ください。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項				
20	実施契約書(案)	4	第2章		第10条	2	市が行う運営権設定対象施設の更新及び維持保全業務	意見	市が行う運営権設定対象施設の更新することにより、運営権者の実施計画や工事の業務に達成度を影響する場合、違約に該当しないと考えます。	市が行う運営権設定対象施設の更新を踏まえて、運営権者は事業計画を立てていただくこととなりますので、定量的指標に係る要求水準未達違約金の免除の対象にはなりません。
21	実施契約書(案)	4	第2章		第13条		市職員の派遣	質問	要請した人数や協議にも依存すると想定しますが、現時点で市が派遣を想定している職員数をご教示をお願いします。	派遣職員については、競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
22	実施契約書(案)	4	第2章		第13条		市職員の派遣	質問	派遣職員の人数の上限はありますか。	
23	実施契約書(案)	4	第2章		第13条	1	市職員の派遣	質問	貴市として想定されている派遣人数や派遣期間等についてご教示ください。	
24	実施契約書(案)	6	第4章		第17条	2	本事業の開始条件	意見	市の充足要件として、運営権者承継対象契約の承継(契約相手方の承諾の取得を含む。)を追加していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、No.5の回答のとおり、配水管更新に係る設計業務委託契約については、当該契約の中で運営権者に対する契約の承継についてあらかじめ受託者が承諾する旨を規定することを想定しております。したがって、かかる契約については、運営権者において改めて契約相手方から承諾を取得していただく必要はございませんが、運営権者承継対象契約の承継に関する契約相手方からの承諾の取得は、運営権者にて対応すべき事項と考えておりますので、追加は考えておりません。
25	実施契約書(案)	6	第4章		第18条	2	本運営事業の開始遅延	質問	市側に認められる正当な理由で運営事業の開始遅延となった場合、遅延期間の制限(例えば、最大遅延日数あるいは月数等)の規定がありますでしょうか。開始遅延となると、事業終了時期もそれに伴い順延となりますでしょうか。	については、「公共施設等運営権実施契約書(案)第75条第1項第4号及び第76条」など、「公共施設等運営権実施契約書(案)」に記載のとおりです。 については、本事業開始日が遅延した場合であっても、それを理由に直ちに本事業終了日が変更(延長)されることはありません。
26	実施契約書(案)	7	第4章		第18条	5	本運営事業の開始遅延	質問	市の責めに帰すべき事由により本事業開始日が遅延した場合は、本事業終了日も延長し、その延長に係る増加費用や損害も市が補償するとの理解でよろしいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由により本事業開始日が遅延した場合であっても、それを理由に直ちに本事業終了日が変更(延長)されることはありません。
27	実施契約書(案)	7	第4章		第18条	5	本運営事業の開始遅延	質問	運営権者の増加費用又は損害には、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用については含まれるという理解で差支えありません。
28	実施契約書(案)	7	第4章		第20条		附帯事業	意見	特定事業付随業務の費用について、本事業の導入効果を踏まえた圧縮率 %とありますが、本事業の導入効果はあくまで特定事業を対象にしており、特定事業付随業務は圧縮率適用の対象外にしていただきたい。附随業務は提案段階には業務量、対象地区、施工条件等が不明確であり、コスト変動リスクの観点で圧縮率を一律とすることは適切ではありません。	原文のとおりとします。
29	実施契約書(案)	7	第4章		第20条		附帯事業	質問	消火栓設置費用について、(イ)市の定める受託工事費算定基準に基づき算定された諸経費の2分の1を加算した金額を市は負担するものとありますが、残りの2分の1はどこが負担するのでしょうか、市消防局ということでしょうか。	消火栓設置費用は、諸経費も含め、全て市消防局が負担します。諸経費は、受託工事費算定基準に基づき算出した額のうち、2分の1は運営権者の収入となり、残る2分の1は、市水道局の収入となります。
30	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	特定事業付随業務のうち、消火栓の設置に要した費用について、「(ア)貴市水道局及び消防局が合意した消火栓設置単価」に「(イ)貴市の定める諸経費の2分の1」を加算した額を貴市が負担する旨の記載がありますが、貴市の負担しない諸経費の2分の1については、誰が負担するのでしょうか。	
31	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	特定事業付随業務のうち消火栓の設置に要した費用の算定に当たり、(イ)諸経費の2分の1を加算した金額を市は負担するとありますが、諸経費の残りの2分の1はどのような扱いになるのでしょうか。	
32	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	意見	圧縮率は運営権者の事業収支計画に関わるため、優先交渉権者の選定時ではなく、入札前の早期に開示をお願い致します。	「本事業の導入効果を踏まえた圧縮率」は、応募者の提案内容に基づき決定することとなりますので、原文のとおりとします。
33	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	給水管接合替及び鉛給水管の取替等の給水管整備に要した費用について、本事業の導入効果を踏まえた圧縮率を乗じるとあります。この圧縮率は優先交渉権者の選定時に公表とありますが、事業性判断に必要な指標ですので、選定後の辞退が原則不可な状況ではリスクが過大です。選定前に公表戴けませんでしょうか。	
34	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	意見	「(ア)市の定める土木工事積算基準に基づき積算される工事別の単価(直接工事費)に、市水道局発注の管路布設工事における前事業年度の工事単価を直接工事費で除した値の平均値、平均落札率及び本事業の導入効果を踏まえた圧縮率 %を乗じて算出される単価」とあり、圧縮率は優先交渉権者の選定時に合わせて公表する予定とありますが、圧縮率によって附帯事業費用が大きく変動する可能性がありますので、提案書提出前に公表すべきだと思います。	
35	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	意見	圧縮率は運営権者の事業収支計画に関わるため、現時点で市が想定する概算値を提示いただけないでしょうか。	「本事業の導入効果を踏まえた圧縮率」は、応募者の提案内容に基づき決定することとなりますので、市の想定概算値や具体事例を開示する想定はありません。
36	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	「本事業の導入効果を踏まえた圧縮率 %」は脚注に「優先交渉権者の選定時に合わせて公表する予定」と記載がありますが、どのように算定されるのでしょうか。	
37	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	災害応急対応業務の費用は公益社団法人日本水道協会の策定する地震等緊急時対応の手引きを参照して算定した金額を市が負担するとありますが、この手引きが廃止された場合の取扱いについてご教示ください。	
38	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯業務	質問	優先交渉権者選定時に公表予定とございますが、その後協議可能という認識で間違いありませんでしょうか。	

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号				
39	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯業務	質問	市の定める受託工事費算定基準の開示をお願いします。	<p>事業者選定後に、必要に応じて、お示しする予定です。 なお、第20条第2項に示す「市の定める受託工事費算定基準に基づき算定された諸経費」の考え方については、次のとおりとなりますので、これにてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事金額 1万円以下の場合 諸経費 2,000円 ・工事金額 100万円以下の場合 諸経費 工事金額の20%に相当する額 ・工事金額 100万円をこえ、500万円以下の場合 諸経費 100万円の場合の金額に100万円をこえる金額の15%に相当する額を加算した額 ・工事金額 500万円をこえ、5,000万円以下の場合 諸経費 500万円の場合の金額に500万円をこえる金額の10%に相当する額を加算した額 ・工事金額 5,000万円をこえる場合 諸経費 5,000万円の場合の金額に5,000万円をこえる金額の7%に相当する額を加算した額 <p>なお、上記において、工事金額とは、本事業の場合、第20条第2項（ア）に相当します。</p>	
40	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	意見	給水管接合替及び鉛給水管の取替等の給水管整備に要した費用について、本事業の導入効果を踏まえた圧縮率を、優先交渉権者選定前に公表いただけない場合は、圧縮率公表後に違約金なく辞退できるようご配慮をお願いいたします。	No.32の回答をご確認ください。 ご意見にあるケースに関し、基本協定締結後に違約金なく辞退することはできません。	
41	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	消火栓の設置に要した費用について、市の定める受託工事費算定基準に基づき算定された諸経費の2分の1を加算した金額を市は負担する、とありますが、2分の1とした算出根拠をお示しくください。	諸経費は、消火栓設置に係る事務手続きに要する費用であると考えており、事務手続きは、市水道局と運営権者の双方に発生します。このため、市は諸経費の2分の1を負担するものとしています。	
42	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	の(ア)と(イ)によりますと、平均落札率や導入効果を踏まえた圧縮率などが記載されており、通常工事の設計変更部分が考慮されないことが想定される等、実施すればするほどコストオーバーが懸念されます。内容について、具体的な事例と数値を用いて解説いただけますでしょうか。	圧縮率の考え方については、No.35の回答をご確認ください。 給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備については、「要求水準書(案)別添2-(6)-ア」にお示しするとおり、工種ごと、使用した管材料ごとに、実績数量ベースで費用算定を行います。 なお、費用支払に係る数量の取扱いについては、「公共施設等運営権実施契約書(案)第20条第3項第2号」にもお示ししておりますので、併せてご確認ください。	
43	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	2	附帯事業	質問	特定事業附帯業務のうち、給水管接合替および鉛給水管の取替等の給水管整備に要した費用の算定に当たり、市から運営権者に対して、平均値、平均落札率、圧縮率等を含めた根拠が提示され、協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	平均値、平均落札率等の算定根拠については、年度毎に提示いたします。なお、それら数値の算定方法の評価については、協議の対象外となります。	
44	実施契約書(案)	7	第4章		第20条	3	附帯事業	意見	特定事業附帯業務のうち、消火栓の設置に要した費用についてのみ、「市場性を考慮した上で」とありますが、それ以外の費用についても市場性を考慮していただけないでしょうか。	給水管接合替及び鉛給水管の取替等の給水管整備に要した費用については、市場価格で構成される土木工事積算基準を用い、市水道局発注の管路布設工事における最新の契約動向を反映した平均落札率を反映することで、市場性を考慮しています。	
45	実施契約書(案)	8	第4章		第20条	3	附帯事業	質問	「特定事業付随業務」は市の負担となっておりますが、一時的に運営権者が費用を負担することとなります。特定事業付随業務にかかる費用の想定をご教示ください。	給水管接合替及び鉛給水管の取替等の給水管整備については、「守秘義務対象資料(第一次)」を参考に、ご検討ください。 消火栓設置に係る費用の過去実績については、「守秘義務対象資料(第一次)」にお示ししています。	
46	実施契約書(案)	8	第4章		第20条	3	(1) 附帯事業	質問	運営権者からの請求額について市の確認が完了してから30日以内とのことですが、通常、確認まで要する日数の目安を教えてください。	災害応急対応業務として従事した業務量により、請求書及び記録(写真を含む。)等、災害応急対応業務に要した費用を確定するにあたり、確認が必要な書類のボリュームが異なるため、一概に日数の目安を定めることはできません。一つの例ではありますが、平成28年熊本地震で協力業者を派遣した際には、確認に約2週間の日数を要しております。	
47	実施契約書(案)	8	第4章		第20条	3	(3) 附帯事業	意見	支払条件は1年に1回となっておりますが、給水管接合替及び鉛給水管の取替と同様に四半期毎の支払として頂けないでしょうか。	消火栓設置費用の精算は、市消防局との取り決めにより、年に1回の精算としているため、運営権者への精算も、年1回となることをご理解ください。	
48	実施契約書(案)	10	第5章		第24条	2	(2) 要求水準の変更等	質問	(1)～(4)それぞれの場合において要求水準が変更された際の費用負担はどの条項に基づいて決定されるのでしょうか。	「要求水準書」の変更に関する協議の中で、費用の負担についても協議することを予定しております。	
49	実施契約書(案)	10	第5章		第24条	3	要求水準の変更等	質問	要求水準書で定める配水管更新事業量どおりの実施が困難であると市が判断した場合には、市及び運営権者は、当該配水管更新事業量について見直しを行うとありますが、この場合、事業計画書の見直しに要する費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第49条」に従って運営権者が負担することになります。なお、実務的には、事業計画書の見直しに要する費用が生じないように、事業計画書に関する協議の中で、運営権者との間で計画的に協議することを予定しております。	
50	実施契約書(案)	10	第5章		第24条	3	要求水準の変更等	質問	要求水準書で定める配水管更新事業量どおりの実施が困難であると市が判断した場合には、市及び運営権者は、当該配水管更新事業量について見直しを行うとありますが、この場合、断水リスク等の達成基準も見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第24条第3項」に従い、要求水準で定める配水管更新事業量について見直しを行う場合、それと整合させて、断水リスクの達成基準の見直しも行います。	

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号				
51	実施契約書(案)	10	第5章		第24条	3		要求水準の変更等	質問	「市が想定する範囲」とは、具体的にはどのような内容でしょうか。	
52	実施契約書(案)	10	第5章		第24条	3		要求水準の変更等	意見	市が想定する水需要の範囲又は基準値をお示しください。	例えば、ある一定の水準を超えた場合に、一律に事業量の見直しを行うということは想定しておりません。需要や経費等、将来時点における事業環境や経営状況を総合的に見て判断することとなります。
53	実施契約書(案)	10	第5章		第24条	3		要求水準の変更等	質問	市が想定する範囲を超える水需要の減少等が生じ、本運営事業について、要求水準書で定める配水管更新事業量どりの実施が困難であると市が判断した場合には、市及び運営権者は、配水管更新事業量について見直しを行うものとする、とされていますが、市が想定する範囲を超える水需要の減少等とは、具体的にどのような基準で判断されるのか(当初想定水量から %を超える変動等)をご教示ください。	
54	実施契約書(案)	11	第6章		第26条	1		全体事業計画書	質問	全体事業計画書の提出については、事業者の選定が終わってからの作業となるため期日が必要と考えます。案の提出については令和4年8月末までに、また案の取れた全体事業計画書については令和4年12月末日までの期日まで頂きたいと考えますが、期日変更についてご了解をいただけるでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
55	実施契約書(案)	11	第6章		第26条	5		全体事業計画書	質問	事業報告書の公表事項は市が別途指定するとのことですが、事業計画書の公表事項も市が別途指定するのでしょうか。	全体事業計画書そのものを公表していただきます。
56	実施契約書(案)	12	第6章		第27条	1		中期事業計画書	質問	中期事業計画書の提出については、事業者の選定が終わってからの作業となるため期日が必要と考えます。案の提出については令和4年8月末までに、また案の取れた中期事業計画書については令和4年12月末日までの期日まで頂きたいと考えますが、期日変更についてご了解をいただけるでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
57	実施契約書(案)	12	第6章		第27条	1		中期事業計画書	質問	提案書類において提案し、市が確認を行った上で決定された配水管の口径別単価を変更してはならないものとするがありますが、総費用の範囲内で運営権者に裁量を与え、中期事業計画書の作成時に、工法・口径等の見直しの時点修正を行うことが市にとっても有用と考えますが、競争的対話において協議することは可能でしょうか。	口径別単価に関しては、事業期間中、定期レビュー及び臨時協議において市の承認が得られた場合には変更することが可能としておりますが、これに限らず、市にとって有用な提案が事業者からなされた場合には協議自体を妨げるものではありません。競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
58	実施契約書(案)	13	第6章		第27条	5		中期事業計画書	質問	中期事業計画書の提出については、事業者の選定が終わってからの作業となるため期日が必要と考えます。中期事業計画書については令和4年12月末日までの期日まで頂きたいと考えますが、期日変更についてご了解をいただけるでしょうか。	公募の条件としてご理解ください。
59	実施契約書(案)	13	第6章		第27条	9		中期事業計画書	質問	全体事業計画書から著しい計画の変更とは、どのような場合でしょうか。路線は変更せず、検討時点での市提示の水需要・水運用を踏まえた口径の見直し、関係者協議を踏まえた工法の見直しは、著しいに該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	いろいろなケースが想定されるため、お尋ねの点について一概にお答えすることはできませんが、全体事業計画書はマスタープランとして事業期間全般に係る事業方針を示す位置づけのものと考えており、中期計画書の内容が全体事業計画書の内容と異なるものとなった場合でも、全体事業計画で示す事業方針の変更とならない範囲においては、全体事業計画書の修正までは求めないこととしています。
60	実施契約書(案)	13	第6章		第28条	1		単年度事業計画書	質問	単年度事業計画書の案の提出時期について、全体計画書が令和4年12月まで必要と考えております。令和3年度及び令和4年度の単年度事業計画書については、市側で実施済の路線について工事を実施するとした場合、市側の実施済み設計内容を用いた単年度事業計画書を作成したいと考えておりますが、令和3年度及び4年度における事業計画書については、変則的な内容でも良いでしょうか。	ご質問の趣旨が不明確なため、回答は差し控させていただきます。
61	実施契約書(案)	15	第6章		第29条	2		四半期事業報告書の提出	意見	市が別途指定する事業報告書の公表事項は、運営権者のノウハウに関わる事項が含まれないように協議できることとさせていただきます。	いただきましたご意見を参考に今後の検討を進めます。
62	実施契約書(案)	15	第6章		第31条	1		財務情報等の報告及び開示	質問	要求水準書に定める経理の区分に応じ、市に報告するとのことですが、区分毎に(1)~(10)に掲げる書類を作成するのではなく、(1)~(10)それぞれの書類に区分毎の内容が分かるように記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	区分毎に(1)~(10)に掲げる書類を作成するのではなく、「厚生労働省ガイドライン」等に照らして、(1)~(10)で区分経理が求められるものについて、それぞれ必要書類を追加で添付していただく形式を想定しています。
63	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	市の責めに帰すべき事由によって事業の中断が生じた場合も、運営権者の増加費用、損害は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由によって運営権設定対象施設の計画業務、設計業務又は施工業務に中断が生じた場合には、ご理解のとおりです。
64	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	定期レビューまたは臨時補正によっても運営権者の増加費用や損害が補填されない場合、市が増加費用を補償するとあるが、具体的に当該補償の金額はいつ支払われるのかをご教示ください。	事象によって異なりますが、少なくとも市において当該補償に係る予算措置がなされた以降となります。
65	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	貴市の責めに帰すべき事由による運営権者の追加費用負担は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償が実行されるのはいつでしょうか。	
66	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	市の責めに帰すべき事由によって運営権者に増加費用が生じた場合は、道路管理者、河川管理者その他の施設管理者の指示に起因する場合も、市にて負担していただけないでしょうか。	道路管理者、河川管理者その他の施設管理者の指示の原因が市水道局の責めに帰すべき事由による場合は、運営権者に生じた増加費用は市が負担しますが、市水道局の責めに帰すべき事由によるか否かは、具体的な事実に基づいて個別に判断されます。
67	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	「道路管理者、河川管理者その他の施設管理者の指示に起因する場合」は、運営権者は市から補償してもらえない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	貴市の責めに帰すべき事由による運営権者の追加費用負担は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償の有無が判断されるのはいつでしょうか。	定期レビュー又は臨時協議における按分率改定協議の中で判断します。
69	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2		計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問	貴市の責めに帰すべき事由による運営権者の追加費用負担は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該費用は次期算定期間の4年間で平準化されて補填されるという理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。ただし、当該事由に該当し既に運営権者に生じた過去分費用で、利用料金按分率の改定による補填が困難な場合は、当該増加費用を市から運営権者に別途支払うことで補償することとしています。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項			
70	実施契約書(案)	17	第7章		第33条	2	計画業務、設計業務及び施工業務の実施	質問 貴市の責めに帰すべき事由による運営権者の追加費用負担は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該事象が第4期算定期間に生じた場合においては、利用料金按分率の臨時補正による補填が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	当該場合は、利用料金の精算協議となります。「公共施設等運営権実施契約書(案)第74条及び別紙7-4」をご確認ください。
71	実施契約書(案)	17	第7章		第34条	2	許可申請手続	意見 市水道局は、運営権者から提出された申請書類等の不備を発見できず承認して道路管理者・河川管理者・交通管理者などへ申請提出した結果、不備等の事由より許可遅延となった場合、市側の責任に帰すべきであると考えます。	原文のとおりとします。
72	実施契約書(案)	18	第7章		第35条	5	設計図書等の提出及び承認	質問 市の再開発事業、土地区画整理事業及び臨海部埋立事業等の変更又は追加により、水需要の増加への対応として運営権者に発生した追加費用は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償の有無が判断されるのはいつでしょうか。	No.68の回答をご確認ください。
73	実施契約書(案)	18	第7章		第35条	5	設計図書等の提出及び承認	質問 市の再開発事業、土地区画整理事業及び臨海部埋立事業等の変更又は追加により、水需要の増加への対応として運営権者に発生した追加費用は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償が実行されるのはいつでしょうか。	No.64の回答をご確認ください。
74	実施契約書(案)	18	第7章		第35条	5	設計図書等の提出及び承認	質問 市の再開発事業、土地区画整理事業及び臨海部埋立事業等の変更又は追加により、水需要の増加への対応として運営権者に発生した追加費用は、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該費用は次期算定期間の4年間で平準化されて補填されるという理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
75	実施契約書(案)	18	第7章		第35条	5	設計図書等の提出及び承認	質問 市の再開発事業、土地区画整理事業及び臨海部埋立事業等の変更又は追加により、水需要の増加への対応として運営権者に発生した追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該事象が第4期算定期間に生じた場合においては、利用料金按分率の臨時補正による補填が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
76	実施契約書(案)	18	第7章		第36条		市による申請等	意見 運営権者にて、街路樹の撤去申請費用、基準点の保全申請費用、歯に水完工費の事務検査費用、他を負担する場合、具体的にどの程度の費用が発生しているのか実績値を開示していただきたい。	「守秘義務対象資料(第一次)」をご確認ください。
77	実施契約書(案)	18	第7章		第36条	2	市による申請等	質問 第36条第2項において、地権者の承諾を必要とする場合に、運営権者が合理的な努力を払ったにも関わらず承諾が得られないときは、不可抗力の「人為的な現象のうち、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもの」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	該当しないものと考えます。
78	実施契約書(案)	18	第7章		第36条	2	市による申請等	質問 第36条第2項において、地権者の承諾を必要とする場合に、運営権者が合理的な努力を払ったにも関わらず承諾が得られないときは、第52条の「反対運動及び訴訟等」に該当すると考えて宜しいでしょうか。	該当しないものと考えます。
79	実施契約書(案)	18	第7章		第36条	2	市による申請等	質問 第36条第2項において、地権者の承諾を必要とする場合に、運営権者が合理的な努力を払ったにも関わらず承諾が得られないとき、運営権者に生じた増加費用又は損害については、第52条(反対運動及び訴訟等)又は第56条(不可抗力による増加費用及び損害の扱い)第52条第1項第1号により、市が負担すると考えて宜しいでしょうか。	挙げられたいずれの条項にも該当せず、運営権者に生じた増加費用及び損害は、運営権者が負担することになります。
80	実施契約書(案)	18	第7章		第36条	2	市による申請等	質問 第36条第2項において、地権者の承諾を必要とする場合に、運営権者の責任と負担において、当該承諾を得るとされていますが、地権者が当該承諾をせず、施工業務が実施できない場合において、運営権者の増加費用は、第36条第3項第4号により、市の負担となるのでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第36条第3項第4号」には該当せず、運営権者に生じた増加費用は、運営権者が負担することになります。
81	実施契約書(案)	18	第7章		第36条	3	市による申請等	意見 「(1)街路樹の撤去申請に基づく費用、(2)基準点の保全申請に基づく費用、(3)配水管工事の事務検査費、(4)前各号に掲げるもののほか、市が運営権者において負担すべきと認める費用」について、過去数年分の実績を、算出根拠と合わせて開示ください。	「守秘義務対象資料(第一次)」をご確認ください。
82	実施契約書(案)	18	第7章		第36条	3	(4) 市による申請等	質問 市が運営権者において負担すべきと認める費用について、例示いただけないでしょうか。	「要求水準書(案)別添2-(9)」に記載の表において、運営権者側に「費用負担」という業務分担が示されている申請等が一例です。
83	実施契約書(案)	19	第7章		第37条	2	市による検査及び引き渡し	質問 市による完成確認は求めに応じて適宜ご確認いただけますでしょうか。	工事完成の都度、必要書類を提出いただければ適宜確認します。なお、「モニタリング計画(案)」には標準期間を1か月程度としています。提出が集中した場合には相応の期間を要することをご了承ください。
84	実施契約書(案)	19	第7章		第39条	1	施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	意見 契約不適合について、運営権者に故意又は重大過失がある場合、責任期間は引き渡し後10年とするとありますが、10年の根拠を示していただきたい。	市の調達契約における取り扱いと同様としています。
85	実施契約書(案)	19	第7章		第39条	1	施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	質問 仮に10年とした場合、それ以降は市の責任という理解でよろしいでしょうか。	10年を経過した後は、運営権者は、「公共施設等運営権実施契約書(案)第39条第1項」に規定する責任を負わないことについて確認するご趣旨のご質問であれば、ご理解のとおりです。
86	実施契約書(案)	19	第7章		第39条	2	施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	質問 仮に10年とした場合、それ以降は市の責任という理解でよろしいでしょうか。	10年を経過した後は、運営権者は、「公共施設等運営権実施契約書(案)第39条第2項」に規定する責任を負わないことについて確認するご趣旨のご質問であれば、ご理解のとおりです。
87	実施契約書(案)	19	第7章		第39条	2	施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	質問 改正民法(債権法)が2020年4月1日に施行されていますが、2項文中に「瑕疵」の表現が残っています。1項では「契約不適合」となっていますので、瑕疵と契約不適合の使い分けを明確に示してください。	道路舗装については、運営権設定対象施設とは異なり、公共施設等運営権実施契約に基づいて市(水道局)に引き渡されるものではないため、契約に適合しているか否かではなく、いわゆる物理的な瑕疵がある場合に責任を負っていただく必要があることから、「公共施設等運営権実施契約書(案)第39条第1項と第2項」で「契約不適合」と「瑕疵」との表現を使い分けております。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項			
88	実施契約書(案)	19	第7章		第39条	2	施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	質問 大阪市の工事請負契約書では、舗装工事に関する瑕疵担保期間は1年に設定されております。本事業の道路舗装に関する瑕疵担保期間を2年と設定した理由についてご教示ください。	「大阪市道路占用規則(昭和60年大阪市規則第73号)」において、舗装の本復旧工事に対する瑕疵補修責任の期間が2年と定められているためです。
89	実施契約書(案)	20	第7章		第41条		新技術の導入	質問 「市が当該新技術の導入を要求し、当該新技術の導入及び使用に係る費用が当該新技術を導入しなかった場合の費用を上回る場合は、市が当該新技術の導入及び使用に係る費用と当該新技術を導入しなかった場合の差額を負担する」とありますが、「当該新技術の導入及び使用に係る費用」及び「当該新技術を導入しなかった場合の費用」の算定は市が実施させるという理解でよろしいでしょうか。また、導入及び算定に係る過程において、運営権者と協議する場を設けて頂けるという認識でよろしいでしょうか。	市が負担する当該費用の差額は、運営権者で算定し、市が査定し決定することになります。後段、協議についてはご理解のとおりです。
90	実施契約書(案)	20	第7章		第41条		新技術の導入	質問 市が当該新技術の導入を要求し、当該新技術の導入及び使用に係る費用が当該新技術を導入しなかった場合の費用を上回る場合は、市が当該新技術の導入及び使用に係る費用と当該新技術を導入しなかった場合の差額を負担するものとし、次期の算定期間中までに利用料金按分率(上限)の定期レビュー又は利用料金按分率(上限)の臨時補正によっても当該差額を補填することが困難な場合は、市は、当該差額について補償することとされていますが、当該補償がなされるまでの想定期間について、現時点のご想定をご教示ください。(なお、当該補償がなされるまでに、定期レビュー又は臨時補正の協議が別途行われると理解しているため、相当程度の期間が必要になるものと理解しています。)	No.64の回答をご確認ください。
91	実施契約書(案)	20	第7章		第41条		新技術の導入	意見 この条項より市側は陳腐化した既存技術に対する新技術の導入を奨励する意向があると伺えますので、運営権者が新技術を開発するにあたる行為に、市側よりできる限りの協力・支援をしていただく必要があると考えます。(当局による使用許可などの申請手続への協力等。)	ご意見として承り、対応を適宜判断してまいります。
92	実施契約書(案)	20	第8章		第43条	1	利用料金按分率の毎年度補正	意見 利用料金按分率の補正について、具体的な計算式などをお示しいただければと思います。	利用料金按分率補正に関する計算例については、競争的対話等の事業者選定手続きにおいてお示しいたします。
93	実施契約書(案)	20	第8章		第43条	1	利用料金按分率の毎年度補正	意見 募集要項等に関する説明会などにおいて、水量の変動は運営権者がコントロールできないリスクであるため、貴市がリスクを負担する旨の説明を頂いたものと認識しています。そのような観点から、第43条の措置を導入いただいているものと理解していますが、「募集要項等公表時に市が示した水道料金等」と、「市が当該事業年度の予算策定時に見込んだ水道料金等の見込額」の差分を調整する、という今の建付けのみでは、例えば「市が当該事業年度の予算策定時に見込んだ水道料金等の見込額」に対し、実際の水道料金等の実績が大きく下回ることで、当該補正後案率に応じて算定された利用料金を収受しても、運営権者としては、必要経費を回収できないこととなります。よって、「市が当該事業年度の予算策定時に見込んだ水道料金等の見込額」と実際の水道料金等の実績の差額を精算する仕組みを入れて頂くことで、初めて運営権者から水量変動リスクが切り離されるものと理解しています。上記仕組みを実施契約書に追記頂くことにつき、ご検討いただけますでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第44条、別紙7-2」及びNo.92の回答をご確認ください。
94	実施契約書(案)	21	第8章		第44条	2	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 別紙7-2第2項に定める事象が発生した場合、利用料金按分率(上限)の補正について協議の申し入れができ、協議の上合意に至った場合に外部有識者機関から意見聴取を行った上で補正を行うものとするされていますが、実施契約書締結段階では算定式等の具体的な補正方法については取り決めず、定期レビューを実施する毎に決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.92の回答も併せてご確認ください。
95	実施契約書(案)	21	第8章		第44条	2	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 当項に記載の外部有識者機関とは、具体的にどのようなメンバーで構成されるのか、現時点でのご想定をご教示ください。	「モニタリング計画(案)」をご確認ください。
96	実施契約書(案)	21	第8章		第44条	2	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	意見 利用料金按分率(上限)の補正に係る協議については、合意する、しないに限らず、市のみが外部有識者機関とコンタクトが取れる建付けとなっているものと見受けられますが、運営権者も外部有識者機関に対して意見具申ができる建付けにして頂かないと公平とは言えませんので、市が外部有識者機関から意見聴取を行う場に、運営権者も同席させて頂く建付けに修正頂ければと思います。	原文のとおりとします。外部有識者機関は市の要綱に基づく行政運営上の参考に資するための会合になりますので、市及び外部有識者機関の要請がない限りは、運営権者が外部有識者機関に意見具申を行うことや、市が意見聴取をする場に同席するという想定はございません。
97	実施契約書(案)	21	第8章		第44条	4	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 延長期間の補正は、臨時補正協議でなされるとの理解でよろしいでしょうか。	臨時補正協議の条件を満たす場合はご理解のとおりです。「公共施設等運営権実施契約書(案)第74条、別紙7-4」も併せてご確認ください。
98	実施契約書(案)	21	第8章		第45条	1	利用料金按分率(上限)の臨時補正協議	質問 利用料金按分率(上限)の臨時補正に係る具体的な算定方法をご教示ください。	No.92の回答をご確認ください。
99	実施契約書(案)	21	第8章		第45条	1	利用料金按分率(上限)の臨時補正協議	質問 運営権者が臨時補正協議を貴市に申し入れてから協議が整うまでの標準的な期間及び最長期間について、現時点のご想定をご教示ください。	定期レビューと同程度を見込んでいますが、事象によっては、事実確認等に時間を要するようなケースもあると想定しています。
100	実施契約書(案)	21	第8章		第45条	1	利用料金按分率(上限)の臨時補正協議	質問 運営権者と貴市の間で臨時補正に係る協議が整ったのち、貴市による意思決定(含む外部有識者機関への意見聴取)が完了するまでの標準的な期間及び最長期間について、現時点のご想定をご教示ください。	定期レビューと同程度を見込んでいますが、事象によっては、外部有識者機関への意見聴取等に時間を要するようなケースもあると想定しています。
101	実施契約書(案)	22	第8章		第46条		利用料金の収受等	意見 利用料金の収受は、市による代行が前提とされていますので、運営権者が当該業務を市に委託するのではなく、市が現状どおり直営で実施する方が合理的だと思います。このため、当該代行業務の委託料は、利用料金の算入対象から除外していただけないでしょうか。	本事業は運営権事業であることから、業務範囲に応じて按分された利用料金については、市ではなく事業を実施する運営権者が債権者となるのが原理原則となっています。そのため、本来は運営権者自身が施設利用者に対し、利用料金を収納等することとなりますが、お客さまの利便性を踏まえ、「PFI法施行令第4条第1項」に基づいた業務委託により、市が運営権者に代わって利用料金の徴収を代行することを想定しております。市は、これまでどおりお客さまから水道料金の収納等を行いますが、効率性等の観点も踏まえ、利用料金も合わせて徴収することとなり、当該業務の委託料をお支払いいただくこととなります。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号				
102	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	1		一部負担金の支払い	質問	「運営権者が実施する施工業務に要する費用の一部を」とありますが、施工業務のみにしか使用できない(計画業務、設計業務には使用できない)のでしょうか。	一部負担金は配水管更新工事費を算定の基礎としており、当該配水管更新工事費に設計費は含まれます。詳細は「募集要項 第4-3-(1)」をご確認ください。
103	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	2		一部負担金の支払い	質問	残置が認められたものは撤去された既設の配水管の平面延長に計上されると理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)第4-3-(3)-イ-(イ)」に示す既設管を存置せざるを得ない場合における、配水管としての機能を廃止したうえで存置するものは、撤去された既設の配水管の平面延長に計上するものとします。
104	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	2		一部負担金の支払い	質問	本条の定める一部負担金には消費税は賦課されないとの理解でよろしいでしょうか。	一部負担金には消費税額を含みます。「公共施設等運営権実施契約書(案)第97条」をご確認ください。
105	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	2		一部負担金の支払い	質問	当該工事により撤去された既設の配水管の平面延長を基に算出とありますが、PIP工法や既設管を撤去できない場合の算定方法についてご教示ください。	更新に際し、既設管は撤去を原則としますが、PIP工法によりさや管となり、配水管として機能しなくなった部分の延長及び、「要求水準書(案)第4-3-(3)-イ-(イ)」に示す既設管を存置せざるを得ない場合における、配水管としての機能を廃止したうえで存置する管路延長は、更新する配水管延長に含むものとします。
106	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	2		一部負担金の支払い	質問	一部負担金の支払いについて、当該項目では四半期ごととあるのに対して、募集要項 第4-3-(2)では年度毎とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	市が完成検査の合格を通知し、一部負担金額が確定した工事について、当該確定年度における確定月が属する四半期分として支払われることとなります。 A年度の5月に完成した工事は、A年度の第1四半期分として、10月に完成した工事は、A年度の第3四半期分として一部負担金が支払われます。
107	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	2		一部負担金の算定	質問	「一部負担金の額の算定に用いる口径別単価及び当該工事により撤去された既設の配水管の平面延長を基に算出した金額とし」と規定されています。一方、募集要項では「配水管の口径別単価は、平面延長1キロメートルあたりの布設替及び撤去に要するそれぞれの口径別の単価とし、」と規定されています。一部負担金の算定は撤去延長(km)に布設替入口径別単価を適用するという理解でよろしいでしょうか。	口径別単価は、布設替を目的とした工事に適用するものと、撤去を目的とした工事に適用するものの2種類を設定し、工事目的に従って口径別単価を使い分けることとなります。布設替を目的とした配水管更新工事費(利用料金、一部負担金にて賄われる)の場合も、撤去を目的とした配水管撤去費(利用料金のみで賄われる)の場合も、当該工事により撤去された既設配水管の平面延長を元に算出します。
108	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	2		一部負担金の支払い	質問	一部負担金の算出方法は令和20年3月31日以降に市が計上する減価償却費の累計額及び残存価値の5%で算出された除却費の合計額とする理解でよろしいでしょうか。	令和20年4月1日以降に市で計上する減価償却費の累計額及び5%の残存簿価にかかる除却費の合計額となります。
109	実施契約書(案)	22	第8章		第47条	3		一部負担金の支払い	質問	貴市による一時負担金の支払いは、請求に応じ四半期ごとに支払われる旨の記載がありますが、募集要項26頁には「事業量実績に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う」との記述があり、相違が生じております。どちらの記述が正しいのでしょうか。	No.106の回答をご確認ください。
110	実施契約書(案)	22	第8章		第48条	2		一部負担金の見直し	質問	「運営権者が補助金又は交付金の交付を受けた場合」とございますが、現状で想定されているようなものがあればご教示ください。	厚生労働省の「生活基盤施設耐震化等交付金」は、運営権者も交付対象事業者とされています。詳細は、厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01g.html)をご確認ください。
111	実施契約書(案)	23	第9章		第49条	4		リスク分担の原則	意見	法令等に従って市が実施義務を負う事業の実施に関して市の故意又は重大な過失(なお、法令等の変更自体はこれに該当しない。)により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するとされていますが、運営権者に生じた収入の減少についても補償する建付けに変更頂ければと思います。	適用法令に従って市が責任を負う合理的な範囲で逸失利益も補償範囲に含まれると考えます。
112	実施契約書(案)	23	第9章		第50条			水圧又は水質の異常	質問	1～3項において、当該異常の改善に要する費用について、初動対応に係る費用を除外しているのはなぜでしょうか。	初動対応は現地確認が主であり、水圧又は水質の異常の原因者が確認者と異なる場合、原因者に対応を引き継ぎます。これに対して都度精算を行う場合、手続を通じて事務作業及び費用が発生することとなるため、業務効率化の観点から、「公共施設等運営権実施契約書(案)第50条第1項から第3項まで」に基づき行った初動対応に係る費用については、双方で精算を行わない建付けとしております。
113	実施契約書(案)	23	第9章		第50条	1		水圧又は水質の異常	質問	「初動対応に係る費用は除く」とございますが、初動対応のみ除外されている理由をご教示ください。	
114	実施契約書(案)	23	第9章		第50条	1		水圧又は水質の異常	意見	水圧又は水質の異常が運営権者の責めに帰すべき事由によらない場合には、初動対応に係る費用も含めて市の負担と考えます。	原文のとおりとします。初動対応は現地確認が主であり、水圧又は水質の異常の原因者が確認者と異なる場合、原因者に対応を引き継ぎます。これに対して都度精算を行う場合、手続を通じて事務作業及び費用が発生することとなるため、業務効率化の観点から、「公共施設等運営権実施契約書(案)第50条第1項から第3項まで」に基づき行った初動対応に係る費用については、双方で精算を行わない建付けとしております。
115	実施契約書(案)	23	第9章		第50条	1		水圧又は水質の異常	質問	関連資料集No.2とありますが、これをいつ開示いただけるか、時期をご教示ください。	「関連資料集No.2」については、「守秘義務対象資料(第一次)」に含まれております。
116	実施契約書(案)	23	第9章		第50条	1		水圧又は水質の異常	質問	付帯事業である給水管接合替により生じた異常についても運営権者が負担する、とあります。この条件では、市は付帯事業に要した費用の支払いの際に、当該リスク分を加算した費用を負担して然るべきかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。	付帯事業たる給水管接合替は、運営権設定対象施設における施工業務と一体的に実施することが必要又は合理的かつ効率的な業務であり、施工業務の一連の工程の中で実施されるものです。かかる給水管接合替により生じる異常については、施工業務の適正な履行によって防止し得るリスクであり、給水管接合替に係る費用の支払いにあたり、当該リスクを加算した費用を負担することは考えておりません。
117	実施契約書(案)	23	第9章		第50条	1		水圧又は水質の異常	質問	水圧又は水質の異常の発生事由が不可抗力による場合であっても、その損害および損失の負担については第50条の規定に従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	実施契約書(案)	23	第9章		第50条	2		水圧又は水質の異常	質問	運営権設定対象施設における施工業務に伴う断通水作業又は給水管接合替により、運営権設定対象施設又は給水装置において異常が発生する場合において、第1項に記載の条件を満たさない場合には、貴市が運営権者の帰責を証明できる場合のみ運営権者が費用負担をするという認識で宜しいでしょうか。	運営権者及び市の双方で当該異常の原因について認識が一致しない場合は、ご理解のとおりです。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号			
119	実施契約書(案)	24	第9章		第50条	4		水圧又は水質の異常	質問 当該異常の原因が特定できない場合、市と運営権者は協力してその原因究明及び対応を実施するとありますが、その結果原因が究明できない場合の費用等についてはどちらが負担するのでしょうか？	「公共施設等運営権実施契約書(案)第50条第1項から第3項まで」の規定に従って負担者が決定されることとなります。
120	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 運営権者が市から開示資料及び知り得た情報から予測できない状態又は条件に起因する増加費用等については、利用料金按分率の定期レビュー又は臨時補正による補填もしくは、補填が困難な場合は市により補償していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。想定外の施工条件については、配水管の更新事業において通常想定されるリスクであり、運営権者が負担すべきリスクと考えます。
121	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 汚染土が発見された場合に運営権者が被る増加費用等は別途の市の費用負担をお願いします。	
122	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 通常の範囲を超えるコンクリートガラ等の、前更新業者の手抜き工事や瑕疵が原因と思われる原因等による別途必要となる処分費等は、市による費用精算をお願いします。	
123	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 募集要項等貴市が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から予測することができない状態又は状況に起因して、運営権者に発生した増加費用に関しては、運営権者側では一切コントロールできないリスクであるため、事業終了時と同じく契約不適合として負担に関して貴市と協議可能として頂けないでしょうか。	
124	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 募集要項等市が開示した資料及び本契約締結前に知り得た情報から予測することができない状態又は条件に起因して運営権者による本事業の実施に増加費用が発生した場合であっても、市は一切の責任を負わず、運営権者が当該増加費用を負担するとありますが、想定外の施工条件が発生した場合は運営権者でも増加費用の負担は困難です。市が上限価格3,750億円を設定したということは、一定の条件下を想定していると解釈でき、その条件を逸脱した事象が発生した場合は、市と運営権者の協議事項になるため再考いただきたいと考えます。現状の記載では一方的な押し付けとなる印象が否めません。	
125	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	質問 優先交渉権者に開示する資料の具体についてご教示をお願いします。	別紙1(67)に示す書類を指します。
126	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	質問 別紙7-2.2(3)および別紙7-3.1(3)によると、第9章(リスク分担)の各条に定める事象が生じた場合は、利用料金按分率(上限)定期レビュー若しくは臨時補正に係る協議を行うことができること記載されていますが、第51条では、本契約で別途定める場合を除き、運営権設定対象施設の物理的な状態及び施工業務の実施場所の施工条件に関し、市は一切の責任を負わないものとする、と記載されています。これは、想定外の施工条件の発生に際しては、臨時補正等による利用料金の改定には対応頂けるものの、貴市から直接的な増加費用や損害等への補填を受けることはできない、と理解して宜しかったでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第51条」のとおり、想定外施工条件に起因して運営権者に増加費用が発生した場合であっても、市は一切の責任を負わず、臨時補正等による利用料金按分率(上限)の改定も行われません。
127	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 第39条1項では、施工業務の完了した運営権設定対象施設及び当該施工業務に合わせて実施された給水管接合替及び鉛給水管の取替等の給水管整備による整備後の給水管について、破損等の契約不適合が発見された場合、市は、当該運営権設定対象施設の引渡しから1年以内に限り、運営権者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合について運営権者に故意又は重過失がある場合には、本項に基づく運営権者の責任期間は、当該運営権設定対象施設の引渡しから10年とする、との規定がある一方で、本条では、運営権設定対象施設の物理的な状態及び施工業務の実施場所の施工条件に関し、市は一切の責任を負わないものとする、と記載されています。運営権者が貴市から引き受けた当初運営権設定対象施設等と、運営権者が更新し、貴市に引き渡した運営権設定対象施設等の、瑕疵担保に関する責任のあり方に著しく差がありますので、少なくとも、本条においては、貴市として、運営権者が第39条で規定されているものと同等程度の瑕疵担保責任を負う建付けとして頂ければと思います。	原文のとおりとします。
128	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 第51条で想定外の施工条件で工事費増加に市が責任を負わない場合でも、想定外の事象により進捗未達となった場合は違約条項の対象とならないことになっていただきたい。	原文のとおりとします。
129	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 第51条で想定外リスクを発生した場合、市側はできる限りの協力義務があると考えます。例えば、道路管理者・河川管理者が実行する他施工プロジェクトより本案件の管路更新施工が計画通りに実施できない場合、市側で可能な限り協調・調整をしてほしい。	原文のとおりとしますが、ご意見として承ります。
130	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	質問 「本契約で別途定める場合」とありますが、いつどのようにして定めるのでしょうか。競争的対話で協議の上、定めるという認識でよいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約の締結時点において、当該公共施設等運営権実施契約の中で定められます。なお、「公共施設等運営権実施契約書(案)」に追加して何らかの定めをすることは予定しておりません。
131	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 「想定外施工条件に起因して運営権者による本事業の実施に増加費用が発生した場合であっても、市は一切の責任を負わず、運営権者が当該増加費用を負担するものとする。」とされていますが、地中という通常は目視で確認できない施工条件下において、すべてのリスクを運営権者に負担させるのはあまりにも片務契約だと考えます。予測することができる状態及び条件についてのリスクは運営権者、予測できないものについては市と運営権者とで協議とする等再考をお願いします。	原文のとおりとします。想定外の施工条件については、配水管の更新事業において通常想定されるリスクであり、運営権者が負担すべきリスクと考えます。
132	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	意見 第51条のような条文があると、工事費に相当のリスクマネーを積まざるを得ず、事業自体の成立が危ぶまれると考えます。	ご意見として承ります。
133	実施契約書(案)	24	第9章		第51条			想定外の施工条件に係るリスク	質問 想定外施工条件の起因が不可抗力によるものであっても、市は一切の責任を負わず、運営権者がその責任と増加費用を負担するとのことでしょうか。(第56条の不可抗力による増加費用及び損害の扱いにおいて、「本契約に別段の定めがある場合を除き」と規定されています)	ご理解のとおりです。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項			
134	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	質問 本事業の実施自体に対する反対運動や訴訟により運営権者の円滑な資金調達に妨げられた場合の増加費用についても補償の対象となるようお願い致します。	合理的な増加費用であれば、市が負担いたします。
135	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	質問 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟等による運営権者の追加費用負担及び損害について、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償の有無が判断されるのはいつでしょうか。	No.68の回答をご確認ください。
136	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	質問 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟等による運営権者の追加費用負担及び損害について、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償が実行されるのはいつでしょうか。	No.64の回答をご確認ください。
137	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	質問 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟運転等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は運営権設定対象施設に物理的な破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生したときは、貴市は運営権者に発生した増加費用又は損害を補償することとされていますが、当該補償がなされるまでの想定期間について、現時点のご想定をご教示ください。(なお、当該補償がなされるまでに、定期レビュー又は臨時補正の協議が別途行われると理解しているため、相当程度の期間が必要になるものと理解しています。)	No.64の回答をご確認ください。
138	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	質問 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟等による運営権者の追加費用負担及び損害について、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該費用は次期算定期間の4年間で平準化されて補填されるという理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
139	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	質問 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟等による運営権者の追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該事象が第4期算定期間に生じた場合においては、利用料金按分率の臨時補正による補填が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
140	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	意見 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟については、運営権者ではなく市のリスク負担であると考えますので、弁護士費用その他の訴訟費用も含むことにはしていただきたい。	原文のとおりとします。
141	実施契約書(案)	24	第9章		第52条		反対運動及び訴訟等	意見 本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は運営権設定対象施設に物理的な破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生したときは、貴市は運営権者に発生した増加費用又は損害を補償することとされていますが、事業期間の変更、延期、遅延に該当せずとも、料金収納率が悪化することによる収入の減少等の事象は想定されます。そうした場合の収入の減少分についても貴市に補償いただく建付けとして頂ければと思います。	No.111の回答をご確認ください。
142	実施契約書(案)	24	第9章		第54条		法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	意見 本契約締結日以降の法令等の変更に関しては、市が当該増加費用又は損害を負担いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、法令等変更に係る負担については、No.149の回答をご確認ください。
143	実施契約書(案)	24	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問 特定条例等変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償の有無が判断されるのはいつでしょうか。	No.68の回答をご確認ください。
144	実施契約書(案)	24	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問 特定条例等変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償が実行されるのはいつでしょうか。	No.64の回答をご確認ください。
145	実施契約書(案)	24	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問 特定条例等変更により(運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。)、本運営事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合であって、次期の算定期間中までに利用料金按分率(上限)の定期レビュー又は利用料金按分率(上限)の臨時補正によっても当該増加費用若しくは損害が補填されず、又は補填することが困難な場合は、市は、当該補填されなかった増加費用又は損害について補償するものとされていますが、当該補償がなされるまでの想定期間について、現時点のご想定をご教示ください。(なお、当該補償がなされるまでに、定期レビュー又は臨時補正の協議が別途行われると理解しているため、相当程度の期間が必要になるものと理解しています。)	No.64の回答をご確認ください。
146	実施契約書(案)	24	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問 特定条例等変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該費用は次期算定期間の4年間で平準化されて補填されるという理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
147	実施契約書(案)	24	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問 特定条例等変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該事象が第4期算定期間に生じた場合においては、利用料金按分率の臨時補正による補填が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
148	実施契約書(案)	24	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	意見 別紙7-2.2(3)および別紙7-3.1(3)によると、第9章(リスク分担)の各条に定める事象が生じた場合は、利用料金按分率(上限)定期レビュー若しくは臨時補正に係る協議を行うことができると記載されていますが、第54条を拝見する限り、法令等の変更の中でも、特定条例等変更が発生した場合についてのみ定期レビュー若しくは臨時補正に係る協議を行うことができるものと読めます。 特定条例等以外の法令等の変更が起きた場合も、運営権者のみが損失を被るのは不合理と考えますので、特定条例等以外の法令等の変更が起きた場合については、せめて定期レビュー若しくは臨時補正の協議が実施できる建付けとして頂ければと思います。	特定条例等変更以外の法令等の変更についても、別紙7-2第2項第3号又は別紙7-3第1項第3号の要件(継続的な負担の増減、将来的な事業継続が危ぶまれることなど)を満たす場合には、定期レビュー又は臨時補正協議の対象となります。また、「公共施設等運営権実施契約書(案)第54条第2項」に従って市が増加費用又は損害を補償する場合があります。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項		号		
149	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	意見	法令等の変更による増加費用及び損害は、入札前には予測することができず、運営権者の健全な事業運営に支障をきたす恐れがありますので、負担については協議できることとさせていただきます。	特定条例等変更については、「実施契約書(案)第54条第1項ただし書」に定めるとおりです。特定条例等変更以外の法令等変更については、No.148の回答をご確認ください。
150	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	1	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	意見	法令等の変更による「本運営事業について運営権者に増加費用又は損害が生じたときは、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するもの」とございますが、SPCに著しく過大な負担となる場合は、協議可能として頂けませんでしょうか。	
151	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	2	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問	市の条例又は計画の変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償の有無が判断されるのはいつでしょうか。	No.68の回答をご確認ください。
152	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	2	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問	市の条例又は計画の変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填され、これによっても補填することが困難な場合、貴市が補償する旨の記載がありますが、当該補償が実行されるのはいつでしょうか。	No.64の回答をご確認ください。
153	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	2	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問	市の条例又は計画の変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該費用は次期算定期間の4年間で平準化されて補填されるという理解で宜しいでしょうか。	No.69の回答をご確認ください。
154	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	2	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問	市の条例又は計画の変更により発生した運営権者の追加費用負担及び損害について、運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合、次期算定期間における利用料金按分率改定により補填される旨の記載がありますが、当該事象が第4期算定期間に生じた場合においては、利用料金按分率の臨時補正による補填が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	
155	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	2	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問	「運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合」とは、財務指標等一定の客観性をもった判断基準が示されるという理解で宜しいでしょうか。	「運営権者の将来的な事業継続」に関しては、当該時点の運営権者の経営状況等にも影響されるものであり、市から財務指標等の判断基準を提示する想定はございません。
156	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	2	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	質問	「運営権者の将来的な事業継続が危ぶまれるような場合」について、判断基準等はいつ示されるのでしょうか。	
157	実施契約書(案)	25	第9章		第54条	3	法令等の変更による増加費用及び損害の扱い	意見	法令等の変更による本事業の継続の判断は運営権者にも可能とさせていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。「公共施設等運営権実施契約書(案)第53条第3項」は、本事業の継続を前提とした公共施設等運営権実施契約や要求水準の変更に関する協議について定めたものです。
158	実施契約書(案)	25	第9章		第55条	3	不可抗力の発生	質問	「かかる協議にもかかわらず、合意が成立しない場合は、運営権者はこれに従い本事業を継続しなければならない」とありますが、金額面の合意が得られないことが理由の場合も、該当するのでしょうか。この場合、市が増加分の費用負担をするのでしょうか。	第1文については、金額面の合意が得られないことが理由の場合も該当します。第2文については、「公共施設等運営権実施契約書(案)第56条第1項第1号」に従って市が合理的な範囲の増加費用を負担します。
159	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (1)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	定期レビュー及び臨時補正によって当該増加費用若しくは損害が補填されず、又は補填することが困難な場合は、市は、当該補填されなかった増加費用又は損害について補償するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に伴う優先更新路線の早期の更新実施による費用の増加については、将来的な事業費の増加しか発生し得ないため、定期レビュー及び臨時補正によって補填することを想定しており、市が直接増加費用又は損害を補償することは想定しておりません。
160	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (2)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	運営権者が負う不可抗力リスクは更新中の配水管に係るもののみであり、引渡し済みの更新済配水管や更新予定配水管、更新対象外配水管については、市がその費用負担の下に修復の判断を行うとの理解でよろしいでしょうか。	引き渡し後の配水管や運営権者による工事着手前の配水管が不可抗力により損壊した場合は、市が復旧に向けた責任を負います。
161	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (2)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	運営権者及び市が各自これを負担するとありますが、負担割合の決定方法をご教示ください。	運営権者及び市は、自らに発生した増加費用及び損害をそれぞれ負担することになります。
162	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (2)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	工事途中の不可抗力により運営権設定対象施設自体は物理的に損壊しないが、運営権設定対象施設の施工に関連する道路構造物や工事中的仮設構造物が損壊し、復旧が必要になった場合、その復旧に要する費用は市の負担として宜しいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第56条第1項第2号」に従って運営権者が負担します。
163	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (2)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	不可抗力によって施工中の現場において損害が生じたり、市への引渡し前の管路に損害が生じたとしても、これに関連する増加費用や損害は運営権者が負担しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (2)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	前項(優先更新路線の決定及び事業計画書の変更による本運営事業の実施に要する増加費用又は損害)以外の増加費用又は損害は、すべて運営権者の負担とするとされていますが、この前項以外の増加費用又は損害とは、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。	ご質問の趣旨が第56条第1項第2号の「前号以外の費用増加又は損害」の想定に関するお尋ねということであれば、例えば、施工現場の保全費用や仮設構造物の復旧費用等を想定しています。
165	実施契約書(案)	26	第9章		第56条	1 (2)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問	前号以外の増加費用又は損害とは、利用料金按分率(上限)の定期レビューや臨時補正によって補填されるもの以外という理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第55条第3項」に基づく優先更新路線の決定及び事業計画書の変更による本運営事業の実施に要する増加費用又は損害以外の増加費用又は損害を意味します。
166	実施契約書(案)	26	第9章		第57条		損害賠償責任	質問	本条は第49条第4項の「本契約で別途定める場合」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	実施契約書(案)	26	第9章		第58条	2	第三者に及ぼした損害	質問	本項は、法令によっては運営権者が第三者に損害賠償義務を負わない場合にまで損害賠償を強制する趣旨ではないことを御確認願います。	ご理解のとおりです。
168	実施契約書(案)	26	第9章		第58条	2 (3)	第三者に及ぼした損害	質問	「通常避けることのできない事由」とはどのようなことを想定されていますでしょうか。	本事業の性質上、実施者が誰であっても、本事業を実施するにあたって必然的に生じ、又は本事業の実施にあたって必然的に伴うような事由を想定しております。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号			
169	実施契約書(案)	26	第9章		第58条	2	(3)	第三者に及ぼした損害	質問 「通常避けることのできない事由」についてもSPCが賠償することになっておりますが、SPCに著しく過大な負担となる場合は、協議可能として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
170	実施契約書(案)	26	第9章		第58条	2	(3)	第三者に及ぼした損害	質問 本項目では、騒音、悪臭、振動、電波障害等並びにこれらに起因する反対運動又は訴訟その他本事業の実施に当たり通常避けることのできない事由について、運営権者は、当該第三者に対して当該損害を賠償しなければならない、と規定されています。 ところで、内閣府の提示する「契約に関するガイドライン PFI事業実施契約における留意事項について」(令和2年7月17日改正)2-2-8において、建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を与えた場合のリスクを選定事業者が負担する場合の前提として、性能発注方式をとることが挙げられています。一方本事業では、配水管材料等が市が定める「調達用配管材料仕様書」に基づく仕様発注方式の契約となっております。 この場合内閣府の見解に照らし合わせれば、当該リスクは標準約款に基づき、公共の負担とするのが妥当かと考えられますが、運営権者の負担となっている理由をお示しく下さい。	原文のとおりとします。 なお、本事業においては、配水管材料等について運営権者による提案を一切排除しておらず、かつ要求水準書に定める事項を遵守いただく範囲においては、計画・設計・施工業務の全般にわたり、潤沢な事業量を設定したなかで、運営権者の裁量に委ねる事業となっているため、十分に性能規定型の発注方式となっているというのが市の認識です。
171	実施契約書(案)	26	第9章		第58条	2	(3)	第三者に及ぼした損害	質問 運営権者に賠償義務のある第三者損害のうち、(3)に挙げるもの(騒音、悪臭、振動、電波障害等並びにこれらに起因する反対運動又は訴訟その他本事業の実施に当たり通常避けることのできない事由)について、「運営権者に帰責性があるもの」に限定されるという理解で宜しいでしょうか。	運営権者に帰責事由がある場合に限定されません。
172	実施契約書(案)	27	第10章		第61条			要求水準未達違約金	質問 要求水準書で定める配水管更新事業量とおりの実施が困難であると市が判断し、市及び運営権者が当該配水管更新事業量について見直しを行った場合、要求水準未達違約金の算定ルールも見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第24条第3項」に従い、要求水準で定める配水管更新事業量について見直しを行う場合の質問であれば、見直し後の内容に従って、定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定を行います。
173	実施契約書(案)	27	第10章		第61条			要求水準未達違約金	質問 モニタリングの結果により、要求水準に未達の場合、違約金を運営権者が支払うこととなっているが、不可抗力や、反対運動・事業実施自体に対する訴訟など運営権者に帰すべき事由でない場合の影響により、定量的指標を達成できなかった場合には違約金の減免等は認められるのか。	未達となった事由が、災害等の不可抗力である場合については、当該未達部分を定量的指標の未達から減じることがあります。 また、未達となった事由が本事業を運営権者が実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等である場合については、市がリスクを負担することを考慮して、当該未達部分を定量的指標の未達から減じることがあります。 ただし、反対運動や訴訟等が、運営権者の提供するサービス内容等に起因する場合については除きます。
174	実施契約書(案)	28	第11章		第64条	1		子会社及び関連会社	質問 運営権者は市の承諾なく、自らの子会社又は関連会社を設立し、またはその株式会社若しくは持ち分を保有してはならないとされていますが、その子会社・関連会社の事業内容、子会社・関連会社に対する持分比率などの制限等はありませんでしょうか。あれば、制限等をご教授ください。	現時点において、特に想定している制限はございません。
175	実施契約書(案)	28	第11章		第64条	5		子会社及び関連会社	質問 貴市の事前承認を求められる運営権者子会社の「組織変更」とは、意思決定に係る承認ルート等の変更を伴うもの以外も含めたすべての組織変更を指すのでしょうか。	会社法第五編第一章に定める組織変更を意味します。
176	実施契約書(案)	29	第12章		第65条	2	(2)	運営権者による誓約事項	質問 「本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。」とありますが、新規発行にともない構成会社の持ち株比率に変更が生じる場合でも市の事前承認は要しないという認識でよいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第65条第2項第4号ただし書」に定める「本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する」とは、本議決権株式の譲渡に関する基本協定書(案)第5条や株主誓約書の規定から明らかかとおり、会社法第202条に定める株主割当ての方法のように、その有する株式の数に応じて本議決権株式等の割当てを受けることを指します。したがって、本議決権株式等の新規発行にともない従前の議決権比率に変更が生じる場合には市の事前承認を要します。
177	実施契約書(案)	30	第12章		第65条	3		運営権者による制約事項	質問 貴市の事前承認を求められる運営権者の「組織変更」とは、意思決定に係る承認ルート等の変更を伴うもの以外も含めたすべての組織変更を指すのでしょうか。	会社法第五編第一章に定める組織変更を意味します。
178	実施契約書(案)	31	第12章		第68条	2		本議決権株主の異動等	質問 「又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対してその保有株式を処分させる」とは、当該事由に該当する本議決権株主の保有する株式を、当該事由に該当しない本議決権株主に譲渡させるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	実施契約書(案)	32	第13章	第2節	第71条		(3)	事業引継ぎ	質問 「市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合」とありますが、必ずしも絶対に受け入れをする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第71条第1項第3号」のとおり、本号は、市の指定する者が運営権者の従業員を転籍で受け入れることを希望する場合に、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をすることを運営権者に対して求めるものであり、市の指定する者に対して、当該従業員をして必ず転籍させることまで求めるものではありません。
180	実施契約書(案)	33	第13章	第2節	第72条	2		本契約終了による資産の取扱い	質問 打ち切り竣工の場合は出来高を市が時価で買い取る旨が規定されていますが、「時価」の算定方法として市が想定する内容をご教示ください。	打ち切り時点で市の定める土木工事積算基準にベースに算定した価格を想定しています。
181	実施契約書(案)	33	第14章	第2節	第72条	2		本契約終了による資産の取扱い	質問 "当該施工業務の打ち切り竣工を達成した場合には、貴市は、当該出来形部分を、時価で買い取るものとする。 "と規定されています。時価の定義をご教示願います。	
182	実施契約書(案)	33	第14章	第2節	第72条	2		本契約終了による資産の取扱い	質問 貴市の責めに帰すべき事由により、施工が完了できない場合を想定します。この時、運営権者が「打ち切り竣工」を計画し、市が承認した場合、定量的指標に係る要求水準未達違約金(モニタリグ計画 別紙5)の補正はどのようにされるのでしょうか。	定量的指標に係る要求水準未達違約金の算定に際して、市の責めに帰すべき理由による未達部分は、定量的指標の未達から減じることがあります。
183	実施契約書(案)	33	第13章	第2節	第72条	2		本契約終了による資産の取扱い	意見 打ち切り竣工の達成未達成にかかわらず、実施分の費用は市の負担としていただきたい。	原文のとおりとします。打ち切り竣工を達成できなかった場合、実施分の施工業務に関して市は費用を負担しません。
184	実施契約書(案)	33	第13章	第2節	第72条	3		本契約終了による資産の取扱い	質問 貴市又は貴市の指定する者が、本事業終了日における運営権者の保有資産の買い取りの可否を判断し、運営権者に通知されるのはいつを予定しているかご教示ください。	本事業終了日までの間に、市又は市の指定する者と協議、調整する予定です。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号			
185	実施契約書(案)	34	第14章	第2節	第72条	5		本契約終了による資産の取扱い	質問 "本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに(運営権者が自らの負担する契約不適合に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して----"と規定されています。合理的な保全措置とは具体的にどのようなことでしょうか。履行ボンドのような保証書を想定しているのでしょうか。	具体的な保証内容にもよりますが、契約不適合に関する責任の履行が合理的に担保されるのであれば、履行ボンドも「合理的な保全措置」の一つとして想定しております。
186	実施契約書(案)	34	第13章	第2節	第72条	5		本契約終了による資産の取扱い	質問 貴市又は貴市の指定する者が、本事業終了日における運営権者の保有資産を買い取った場合の対価の支払いが、本事業終了日より1年後以降となる旨の記載がありますが、事業終了日以降1年間以上はSPCを解散できないということでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第89条」に定める条件を充足する場合には、本事業終了日から1年以内に運営権者の解散を行うことも可能です。
187	実施契約書(案)	34	第13章	第2節	第73条			契約不適合に関する責任	質問 市または市の指定する者は、運営権者に対して契約不適合責任を請求できるとありますが、委託先が弁護士で無い限り市は権利行使を第三者に委託できないのではないのでしょうか。	市の指定する者(次期事業者)に対して契約不適合責任に係る権利を承継させる場合を想定しており、権利行使のみを市の指定する者に対して委託することは想定しておりません。
188	実施契約書(案)	34	第13章	第2節	第73条			契約不適合に関する責任	意見 運営開始前の取扱いと同様に、運営権者から貴市又は貴市の指定する者に提供された情報等の契約不適合については、提供を受ける側のリスク負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
189	実施契約書(案)	34	第13章	第2節	第73条			契約不適合に関する責任	質問 運営権者から提供された情報等には契約不適合が適用されるとあります。一方、貴市から提供された情報等には契約不適合が適用されないものと認識しており、片務的な契約と考えられます。双務的になるよう同等の条件にして頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
190	実施契約書(案)	34	第13章	第2節	第73条			契約不適合に関する責任	質問 本項の「金銭債務」は、本事業終了日以後において、未だ発見されていない契約不適合の修補費用又は損害賠償は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第73条」に「金銭債務」の記載はなく、ご質問の趣旨を把握できませんが、公共施設等運営権実施契約に基づく金銭債務には、本事業終了日以後に発見した契約不適合に係る修補費用及び損害賠償に関する債務も含まれます。
191	実施契約書(案)	35	第14章	第1節	第75条	1	(1)	運営権者の事由による本契約の解除	質問 「運営権者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能又は不能となることが明らかとなったとき。」とありますが、明確な基準が定められるのでしょうか。(例えば、更新完了延長が計画の %に満たない場合等)	特に定めません。なお、更新延長の進捗管理については、「モニタリング計画(案)第4-4-(1)-イ」をご確認ください。
192	実施契約書(案)	35	第14章	第1節	第75条	1	(11)	運営権者の事由による本契約の解除	質問 基本協定書第7条第5項各号には、本事業に関する独占禁止法違反の規定がありますが、本事業の選定に関する独占禁止法違反との理解でよろしいでしょうか。	本事業の選定に限らず、「基本協定書(案)第7条第5項各号」に該当する本事業に関する独占禁止法違反の一切が該当します。
193	実施契約書(案)	37	第14章	第1節	第78条	1		市の事由による本契約の解除又は終了	質問 「市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の重大な義務に違反し。。。」の市の事由で契約を解除できるが、具体的にどのような事由で、どのレベルの事由で重大な義務違反と判断されるのでしょうか。例示を含め詳しく説明してください。	たとえば、運営権者による公共施設等運営権実施契約に基づく義務の履行や本事業の遂行に重大な悪影響を与えるような義務の違反が該当します。
194	実施契約書(案)	39	第14章	第4節	第84条	1		契約解除違約金等 - 運営権者事由解除又は終了	質問 "第75条各項又は第78条第2項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)の規定により本契約が解除され、"と規定されていますが、第78条第2項は貴市の事由によると定義されています。参照されているべき条項が違うのではないのでしょうか?	「公共施設等運営権実施契約書(案)第78条第2項」は、市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合の規定であり、市の事由による場合に限定されません。
195	実施契約書(案)	39	第14章	第5節	第86条	2		運営権取消等及び損失の補償 - 市事由又は双方無責の事由による解除又は終了	質問 運営権者に発生した損失には、金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用については含まれるという理解で差支えありません。
196	実施契約書(案)	39	第14章	第5節	第86条	2		運営権取消等及び損失の補償 - 市事由又は双方無責の事由による解除又は終了	質問 市は、運営権者に発生した損失を補償する、とありますが、補償対象となる逸失利益の範囲についてどのようにお考えでしょうか。	適用法令に従って市が責任を負う合理的な範囲の逸失利益も補償範囲に含まれると考えます。
197	実施契約書(案)	39	第14章	第5節	第86条	2		運営権取消及び損失の補償 - 市自由又は双方無責の事由による解除又は終了	意見 「前項の場合、市は運営権者に発生した損失を補償する。」とありますが、「損失の補償」では、市の事由により契約解除となった場合は運営権者が16年間で本来得られたであろう利益も逸失利益として認められるのでしょうか。	適用法令に従って市が責任を負う合理的な範囲での逸失利益や金融機関に対して支払うべき違約金等も補償範囲に含まれるという理解で差支えありません。
198	実施契約書(案)	39	第14章	第5節	第86条	2		運営権取消等及び損失の補償 - 市事由又は双方無責の事由による解除又は終了	質問 第77条、第78条第1項、又は第80条第2項の規定により本契約が解除された場合、市は、運営権者に発生した損失を補償する、とされていますが、当該損失には、市事由に起因する逸失利益や、金融機関に対して支払うべき違約金等も含まれるという理解で宜しかったでしょうか。	適用法令に従って市が責任を負う合理的な範囲での逸失利益や金融機関に対して支払うべき違約金等も補償範囲に含まれるという理解で差支えありません。
199	実施契約書(案)	39	第14章	第5節	第86条	2		運営権取消及び損失の補償 - 市自由又は双方無責の事由による解除又は終了	意見 「前項の場合、市は運営権者に発生した損失を補償する。」とありますが、運営権者事由解除の場合の違約金は「4億円」で市の事由による場合の契約解除の場合は「発生した損失を補償する。」というのは片務契約だと考えます。	原文のとおりとします。
200	実施契約書(案)	40	第14章	第8節	第89条	2		事業終了後の解散及び債務引受け	質問 第39条第1項の契約不適合による金銭債権が残っている場合でも、本項による運営権者の解散の可能性を認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	「公共施設等運営権実施契約書(案)第89条第2項」の条件を充たす場合には、運営権者の解散等を行うことができますが、かかる場合、市は、代表企業に対して、運営権者が負担する契約不適合に関する責任に係る債務を引き受けるよう求めます。なお、「公共施設等運営権実施契約書(案)第39条第1項」に基づく金銭債務が既に具体的に発生している場合については、「公共施設等運営権実施契約書(案)第89条第2項」に基づく解散は認められません。
201	実施契約書(案)	40	第14章	第8節	第89条	2		事業終了後の解散及び債務引受け	質問 本項の「金銭債務」は、本事業日終了日において、既に市が運営権者に対し、契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求している契約不適合の金銭債務と考えて宜しいでしょうか。	本項における「金銭債務」という用語が意味するところは、公共施設等運営権実施契約に基づいて運営権者が負担する一切の金銭債務を意味します。
202	実施契約書(案)	40	第14章	第8節	第89条	2		事業終了後の解散及び債務引受け	質問 本事業終了日に契約不適合が存在していないときには、代表企業が本項の金銭債務を負担することなく、運営権者は、解散等を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業終了日に契約不適合が判明していない場合であっても、契約不適合に係る責任を負う期間中に運営権者の解散等を行う場合、市が求めた場合には、代表企業が債務を引き受ける必要があります。
203	実施契約書(案)	41	第15章		第91条	1		著作権の利用等	質問 「市の裁量により」とございますが、成果物については運営権者のノウハウを含むものにあたるため、運営権者と事前に協議の上と変更して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
204	実施契約書(案)	41	第15章		第91条	1		著作権の利用等	質問 「成果物」について、実施契約締結前の提出資料は対象外との認識で間違いはないでしょうか。	実施契約書(案)別紙第40号に規定する定義に該当する限り、実施契約締結前に提出されたものであっても「成果物」に含まれます。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項				
205	実施契約書(案)	42	第15章		第93条		第三者の有する著作権の侵害防止	意見	知的財産権が市に帰属するなら、損害賠償あるいは必要な措置について市が負担すべきと考えますが、いかがでしょうか。共願とし、権利持ち分により相互に負担と考えます。	原文のとおりとします。運営権者が作成又は更新等を行ったものですので、運営権者が損害賠償を行い、又は必要な措置を講じるべきと考えます。
206	実施契約書(案)	42	第15章		第94条	2	第三者の知的財産権の侵害防止	意見	運営権者の責めに帰すべき事由で無い場合は、協議として欲しい。	原文のとおりとします。
207	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	1	知的財産権対象技術	質問	「過失なく知らなかったとき」とありますが、自己申告でよろしいでしょうか。	過失の有無については、自己申告ではなく、適用法令に従って判断されます。
208	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	質問	「本契約終了後も無償かつ無期限で許諾させなければならない」とありますが、契約終了後は使用に関する契約が必要であり、有期、有償であるべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。但し、競争的対話において、本運営事業及び附帯事業に導入することを想定している知的財産権対象技術の内容等を踏まえて協議することは妨げません。
209	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	意見	「無償かつ無期限で許諾したものとみなす」との記載がありますが、知的財産権はその所有者の費用・技術・ノウハウ・経験等により取得したものです。それを無償かつ無期限での使用承諾は知的財産権保護の主旨に逆行するものと考えます。	
210	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	意見	本項目は、運営権者の主体的な創意工夫を促すことを阻害し、それら民間事業者の経済活動を損なうものにつながるため、再考いただきたい。	
211	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	意見	運営権者が自己保有の知的財産権技術を市および市が指定した者に対して、契約終了後も運営権設定対象施設の運営のために当該技術の利用を無償・無期限で許諾することはよいが、本事業以外の利用は禁止することも当然であるためことを追加記載すべきと考える。	
212	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	意見	「本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。」とありますが、無償というのはあまりにも片務契約で運営権者の本事業への新技術の導入を阻害する要因にもなりますので再考をお願いします。	
213	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	意見	本事業終了後における知的財産権対象技術の利用を許諾する条件は、知的財産権対象技術の内容によります。無償かつ無制限で許諾できないものもあると思われます。	
214	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	質問	運営権者と同様に、貴市も自己が保有する知的財産権対象技術について、本事業への導入・利用を無償かつ無期限で承諾するものとの理解で宜しいでしょうか。	本項は、運営権者が保有する知的財産権対象技術の導入に係る規定であり、市に適用されるものではありません。
215	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	2	知的財産権対象技術	質問	各種技術利用にあたっては、運営権者は有償で活用することとなるが、実施契約終了後、市または市が指定するものに、無償かつ無期限での利用とする合理的理由をご教示ください。	事業終了後も、市及び市の指定する者(次期事業者)により安定して事業を継続させるために必要なためです。
216	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	3	知的財産権対象技術	意見	「無償かつ無期限で許諾したものとみなす」との記載がありますが、知的財産権はその所有者の費用・技術・ノウハウ・経験等により取得したものです。それを無償かつ無期限での使用承諾は知的財産権保護の主旨に逆行するものと考えます。	原文のとおりとします。但し、競争的対話において、本運営事業及び附帯事業に導入することを想定している知的財産権対象技術の内容等を踏まえて協議することは妨げません。
217	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	3	知的財産権対象技術	意見	運営権者は自己が知的財産権を保有する技術を本運営事業に導入した場合、市及び市が指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなすと考えます。この場合、使用者が自己ではなく他者となるため、使用目的、方法等の環境が異なるため、一概に無償、無期限を許諾するのではなく、双方協議の上で決定できるような記載に変更いただきたいと考えます。	
218	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	3	知的財産権対象技術	質問	運営権者と同様に、貴市も第三者が保有する知的財産権対象技術について、本事業への導入・利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力するものとの理解で宜しいでしょうか。	
219	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	3	知的財産権対象技術	質問	運営権者の株主の子会社は、「運営権者の株主以外の第三者」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	3	知的財産権対象技術	質問	運営権者の株主の子会社、関連会社等は、「株主以外の第三者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	実施契約書(案)	42	第15章		第95条	3	知的財産権対象技術	質問	運営権者以外の第三者が保有する知的財産権技術を市(および市が指定する者)に無償・無期限使用を許諾させる努力を行うが、結果として、有償使用となる場合は市及び市が指定するものが費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、有償での利用となる場合は、金額や期間等も踏まえた上で、対象となる知的財産権対象技術の利用について引き続き許諾を受けるか否かにつき、市において検討することが必要となりますので、第三者との交渉状況なども含めて十分に時間の余裕をもってご相談をお願いいたします。
222	実施契約書(案)	43	第16章		第96条	1	協議会の設置	質問	大阪市水道PFI管路更新事業等協議会は、紛争の発生の有無に関わらず常設されるという理解で宜しいでしょうか。	市と運営権者が協議のうえ、あらかじめ委員の選定を行い、大阪市水道PFI管路更新事業等協議会は、常設ではなく、紛争が発生した時に設置されます。
223	実施契約書(案)	43	第16章		第96条	3	協議会の設置	質問	協議会の意見については最大限尊重されるべきであるものの、法的・契約的に強制力や拘束力はないとの考えて相違ないでしょうか。	協議会の意見は、客観的な専門家からの合理的な意見であることから、基本的には従っていただくものと考えておりますが、法的、契約的な強制力や拘束力に関してはご理解のとおりです。
224	実施契約書(案)	43	第16章		第98条	5	個人情報の保護	質問	市が承認する場合は、第三者へ個人情報の処理の委託が可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	実施契約書(案)	43	第16章		第98条	5	個人情報の保護	質問	市が承認する場合は、具体的にどのようなケースを想定しておりますでしょうか。	個別のケースごとに、関係法令に照らして、委託先への安全管理措置の遵守が徹底されているか等を確認のうえ判断します。
226	実施契約書(案)	46			第100条	2	秘密保持義務	意見	運営権者が有する秘密の保持のため、市についても同様の規定を定めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。市は、「大阪市情報公開条例」に基づく情報公開請求を受けた場合は、同条例に基づき情報の公開の可否を判断することとなり、その趣旨を「公共施設等運営権実施契約書(案)第100条第1項」で定めています。なお、ご意見いただいた点については、基本的には同項第2号に基づき判断します。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項			
227	実施契約書(案)	48	別紙1			(2)	委託禁止業務	意見 会計の事務業務については、SPCの代表企業や代表企業のグループ企業等には委託可能とさせていただきます。	単純な会計事務であれば、委託は差し支えありません。
228	実施契約書(案)	48	別紙1			(2)	委託禁止業務	質問 委託禁止業務として「ア 経営の根幹に係る企画・管理業務（ア）経営方針の策定（イ）財務管理」が定められていますが、これらの業務は、「要求水準書(案)、p.19、第2、本事業全般の運営・経営に係る要求水準」で規定されている業務と同一と理解してよろしいでしょうか。	（ア）は「要求水準書(案)第2-2-(1)」の事業計画書に関する事項に係る業務を、（イ）は「要求水準書(案)第2-2-(5)」に財務に関する事項に係る業務です。ただし、これらの業務の実施支援を委託することは妨げません。
229	実施契約書(案)	48	別紙1			(5)	運営権者	質問 「運営権者」の【】内にはSPCの名称が入るのでしょうか？	ご理解のとおりです。
230	実施契約書(案)	49	別紙1			(19)	関連資料集	質問 関連資料集はいつ開示されますでしょうか。	「関連資料集」については、「募集要項」に記載の「守秘義務対象資料」に含まれており、同資料の中に資料一覧と開示時期をお示ししております。
231	実施契約書(案)	49	別紙1			(19)	関連資料集	質問 関連資料集とは具体的に何を指しているのかご教示ください。No.1～6まで付番されていますが、それぞれの名称、概要もあわせて補足説明をお願いします。	
232	実施契約書(案)	51	別紙1			(56)	任意事業	質問 募集要項P7の任意事業の説明文では、「他水道事業管理者等が管理する水道管の更新等の業務～の入札等に参加できる」と記載あるのに対し、ここでの任意業務の定義は「水道事業～に関連する業務」とあります。本事業と同様の管路更新業務であれば、運営権者（＝コンソーシアム＝SPC）が各社の役割をそのまま活かして他事業体の業務を担えると思われそうですが、この定義によると任意で実施できる業務の範囲が広がってしまい、コンソーシアムの構成企業の一部が関与しない業務が提案されることも想定されます。そのような任意事業でもよいのでしょうか？	任意事業は別紙1(56)のとおりですので、他水道事業管理者等が管理する水道管の更新等の業務以外の業務も含まれます。
233	実施契約書(案)	51	別紙1			(56)	任意事業	質問 任意事業の定義における「他の市町村等」とは日本全国の地方自治体を対象としているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	実施契約書(案)	51	別紙1			(56)	任意事業	質問 任意事業の定義における「これらに類する事業」とは「他の市町村等が事業主体である上地下水道事業」に係っているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	実施契約書(案)	51	別紙1			(58)	不可抗力	意見 コロナウイルス感染症等の社会情勢に影響の大きい事象は、不可抗力とせず別途協議とさせていただきます。	「別途協議」の意図されているところが把握できないため、回答を差し控えます。なお、新型コロナウイルスに関しては、No.236及びNo.237をご確認ください。
236	実施契約書(案)	51	別紙1			(58)	不可抗力	質問 「不可抗力」の中の疫病には、昨今の新型コロナウイルスも含まれるという理解でよいでしょうか。	新型コロナウイルスも不可抗力の定義の中の「疫病」に含まれますが、新型コロナウイルスが不可抗力に該当するか否かは、予見可能性や回避可能性など、「公共施設等運営権実施契約書(案)別紙1」に定める「不可抗力」の定義に該当するか否かにより個別に判断されます。
237	実施契約書(案)	51	別紙1			(58)	不可抗力	意見 「不可抗力」の補足事例として、例えば昨今の新型コロナウイルスにより、政府から施行されるロックダウンなど緊急措置で運営権者の実施未達となってしまった場合も免責事項と認定されるべきだと考えています。	新型コロナウイルスも不可抗力の定義の中の「疫病」に含まれますが、新型コロナウイルスが不可抗力に該当するか否かは、予見可能性や回避可能性など、「公共施設等運営権実施契約書(案)別紙1」に定める「不可抗力」の定義に該当するか否かにより個別に判断されます。不可抗力により本事業が中断又は遅延した場合については、「公共施設等運営権実施契約書(案)第24条第2項第1号」に基づいて要求水準の変更について協議を申し入れることが可能です。
238	実施契約書(案)	54	別紙1			(87)	利用料金按分率(上限)	質問 市側から利用者より徴収した水道料金等が予想よりを下回り、その結果、利用料金按分率(上限)が計画値超過の場合が考えられるが、この時の対応についてご説明ください。	本契約の規定に従い利用料金按分率(上限)が補正された場合は、当該補正後の値に読み替えることになります。
239	実施契約書(案)	54	別紙1			(87)	利用料金按分率(上限)	質問 上限とはどういう意味合いでしょうか。提案した按分率以下の値が設定される可能性もあるのでしょうか。	利用料金按分率はあくまでも、運営権者が決定し、市に届出のものになります。応募者が事業提案時に提案した按分率は、実施契約において「利用料金按分率(上限)」として設定され、運営権者は、当該上限の範囲内で按分率の決定・届出を行います。市は届出られた按分率に基づき利用料金を算定します。事業期間中に、定期レビューや臨時補正協議において、「利用料金按分率(上限)」を補正することで、運営権者が決定・届出する利用料金按分率の幅が拡大(縮小)されることになります。「利用料金按分率(上限)」の範囲内でどのように按分率を決定し、市に届出するかは、運営権者の裁量によります。
240	実施契約書(案)	55	別紙2				運営権設定対象施設	質問 導・送水管と配水管の境界となる施設(部分)の取り扱いをご教授ください。	募集要項No.121の回答をご確認ください。
241	実施契約書(案)	56	別紙3				市が維持する許認可等	質問 関連資料集No.3とありますが、これをいつ開示いただけるか、時期をご教示ください。	「関連資料集No.3」については、「守秘義務対象資料(第一次)」に含まれております。
242	実施契約書(案)	56	別紙3				市が維持する許認可等	質問 記載のある関連資料集とはいつ公表されるのでしょうか。	No.230の回答をご確認ください。
243	実施契約書(案)	57	別紙4-1			2	運営権者承継対象契約	質問 「関連資料集No.5に示す契約文書」とありますが、これをいつ開示いただけるか、時期をご教示ください。	募集要項No.38の回答をご確認ください。
244	実施契約書(案)	57	別紙4-1			3	運営権者譲渡対象資産	質問 「運営権者譲渡対象資産の一覧については、関連資料集No.6に示すとおり」とありますが、これをいつ開示いただけるか、時期をご教示ください。	「関連資料集No.6」については、「守秘義務対象資料(第一次)」に含まれております。
245	実施契約書(案)	57	別紙4-1			3	運営権者譲渡対象資産	質問 運営権者譲渡対象資産は、関連資料集で示される一覧を基に運営権者で取捨選択できるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項			
246	実施契約書(案)	57	別紙4-1			3	運営権者譲渡対象資産	質問 運営権者の提出した見積書に記載の見積額が、貴市の算出する価格未満だった場合の譲渡対象資産の取扱いについてご教示ください。	募集要項No.67の回答をご確認ください。
247	実施契約書(案)	57	別紙4-1			3	運営権者譲渡対象資産	質問 運営権者譲渡対象資産の譲渡手続は、市場価格等を参考に運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が市の算出する価格以上で有効な見積書を提出した場合、市において必要な手続を経た上で、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日まで一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得するものとする、とされていますが、運営権者が見積書を提出する時期としては、具体的にはいつ頃をご想定されているのでしょうか。	募集要項No.64の回答をご確認ください。
248	実施契約書(案)	59	別紙4-2		第8条		契約不適合に関する責任	意見 物品譲渡契約締結後の譲渡物品の数量の不足は、第7条に定める「譲渡人の責めに帰すべき事由による滅失」に該当すると思料します。第8条の条文から「数量の不足」を削除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。公募の条件とご理解ください。
249	実施契約書(案)	59	別紙4-2		第8条		契約不適合に関する責任	質問 物品譲渡契約締結後の譲渡物品の数量の不足が発生した場合、なぜ運営権者は譲渡代金の減免を請求できないのでしょうか。	原文のとおりとします。公募の条件とご理解ください。
250	実施契約書(案)	59	別紙4-2		第8条		契約不適合に関する責任	意見 契約締結時に数量を確認できる手続を要望します	優先交渉権者の選定後に、譲渡対象資産に係る手続について協議する予定です。
251	実施契約書(案)	59	別紙4-2		第8条		契約不適合に関する責任	意見 数量の不足、その他契約不適合の内容によっては、譲渡代金の減免、損害賠償の請求は認めてほしい。	原文のとおりとします。公募の条件とご理解ください。
252	実施契約書(案)	63	別紙5-1				市が維持する協定等	質問 関連資料集No.4について、いつ開示いただけるか、時期をご教示ください。	「関連資料集No.4」については、資格合格者に対しお示ししております。
253	実施契約書(案)	64	別紙5-2				運営権者が締結する協定等	質問 関連資料集とありますが、全体の構成についてご教示ください。	No.230の回答をご確認ください。
254	実施契約書(案)	65	別紙6				運営権対価の支払方法	質問 第3項に定める消費税及び地方消費税は、運営期間中に消費税の税率が変更された場合も適用されるのでしょうか。	事業期間中に消費税の税率が変更されても、第1回目の運営権対価の支払時点における税率が適用されます。詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。 https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/12/07.htm
255	実施契約書(案)	65	別紙6			1	運営権対価の支払方法(支払額)	質問 運営権対価の金額に関して、市側の算出・決定の根拠をご教示ください。	運営権対価の設定根拠に関しては、開示の予定はありません。公募の条件としてご理解ください。
256	実施契約書(案)	65	別紙6			2	運営権対価の支払方法(支払方法及び支払手続)	質問 第2回目の支払いは、「第1事業年度の初日の直前の営業日」ではなく、「第2事業年度の初日の直前の営業日」までに支払うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	実施契約書(案)	67	別紙7-2			1	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 第27条3項及び同条5項を踏まえると、運営権者は、対象となる算定期間の前事業年度の8月末日までに中期事業計画書の素案を提出し、同事業年度の12月末日までに定期レビューを反映した中期事業計画書を市に提出することとされています。一方で、別紙7-2の3によると、定期レビューに基づく変更後の利用料金按分率(上限)は、市及び運営権者間で協議が整い、市において必要な手続が完了した日が属する月の翌日より適用される、との記載があります。これらの記載を踏まえると、定期レビューは、対象となる算定期間の前年度の8月末～12月末にかけて実施され、例えば11月末日時点で市及び運営権者間で協議が整い、かつ市における必要な手続が完了した場合は、12月1日から利用料金按分率(上限)が、定期レビューを踏まえたものに改定されるものと理解してよろしいでしょうか。換言しますと、定期レビューにより次期算定期間における利用料金按分率(上限)を補正した場合は、次期算定期間に入る前の時点で利用料金按分率(上限)を引き上げる手続が為されるものと理解してよろしいでしょうか。	定期レビューはあくまで、次期算定期間(レビュー開催年度の次年度以降)に適用される利用料金按分率(上限)の補正になります。市において必要な手続には予算措置も含まれますので、通常の場合は次年度の4月1日以降です。
258	実施契約書(案)	67	別紙7-2			1 (1)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 定期レビューを実施する事業年度が属する算定期間中の各事業年度において生じた利用料金の予算額と利用料金の調定額とのかい離額の具体的な算定方法をご教示ください。	No.92の回答をご確認ください。
259	実施契約書(案)	67	別紙7-2			1 (2)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 運営権者の本運営事業の進捗実績と当該算定期間の中期事業計画書に定める事業量とのかい離により生じた当該算定期間中の減価償却費の変動及び当該進捗のかい離について、具体的な算定方法をご教示ください。	No.92の回答をご確認ください。
260	実施契約書(案)	67	別紙7-2			2 (1)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 「当初の(中略)事業年度の7月末における(中略)公表数値の後方12カ月平均値」とありますが、2023年度の7月末に公表される数値の後方12カ月平均値とは、何年何月から何年何月までの平均値かご教示ください。	当該時点での公表値によることとなります。詳細は国土交通省のホームページからご判断ください。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk4_000112.html
261	実施契約書(案)	67	別紙7-2			2 (1)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 直近公表数値の後方12ヶ月とは、直近公表数値を含むかご教示ください(例:直近公表数値が11月の場合、前月である10月までの平均か、もしくは11月までの平均か)。	直近公表数値が11月の場合、当該11月を含む後方12か月になります。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号			
262	実施契約書(案)	67	別紙7-2			2	(1)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 定期レビューを実施する事業年度の7月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレター(上・工業用水道)の公表数値の後方12ヶ月平均値が、当初の全体事業計画書が策定された事業年度の7月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレター(上・工業用水道)の公表数値の後方12ヶ月平均値から8%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想され、利用料金の額の算定に用いる口径別単価の変更を要すると見込まれる場合、相手方に対し、利用料金按分率(上限)の補正について協議を申し入れることができるとの記載がありますが、増減率を8%以上とされている設定根拠をご教示頂けますでしょうか。 仮に過去の変動実績を踏まえ設定されたものであれば、過去の変動実績に係る資料を開示頂きたく存じます。	変動幅の設定根拠に関して開示する想定はありません。公募の条件としてご理解ください。 なお、過去の変動実績に関しては国土交通省のホームページをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_tk4_000112.html
263	実施契約書(案)	67	別紙7-2			2	(1)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 「国土交通省が公表する建設工事費デフレターの公表数値の後方12ヶ月平均値から8%以上増減し～」とありますが、8%に設定した考え方、根拠をご教示ください。	
264	実施契約書(案)	67	別紙7-2			2	(2)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 の(1)について「当初の(中略)年度における厚生労働省が公表する(中略)大阪府関連数値(1)の直近公表数値」とありますが、この直近はいつの時点を指すかわかりかねますのでご教示ください(当初の(中略)年度の直近公表数値とは、当初の年度の直近の数値なのか)。	当初の全体事業計画策定時点において、公表済の直近値になります。 公表予定等は厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html
265	実施契約書(案)	67	別紙7-2			2	(2)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 の(2)について、直近公表数値とは、当初の(中略)年度の公表数値なのか、もしくは協議開始時点の直近公表数値なのかご教示ください。できれば、具体的な数値事例をご提示いただけますでしょうか。	
266	実施契約書(案)	68	別紙7-2			2	(2)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 定期レビューを実施する事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値(1)の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値(2)の直近公表数値で除して得た数値が、当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値(1)の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値(2)の直近公表数値で除して得た数値から5%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想され、利用料金の額の算定に用いる口径別単価の変更を要すると見込まれる場合、相手方に対し、利用料金按分率(上限)の補正について協議を申し入れることができるとの記載がありますが、増減率を8%以上とされている設定根拠をご教示頂けますでしょうか。 仮に過去の変動実績を踏まえ設定されたものであれば、過去の変動実績に係る資料を開示頂きたく存じます。	変動幅の設定根拠に関して開示する想定はありません。公募の条件としてご理解ください。 なお、過去の変動実績に関しては厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html
267	実施契約書(案)	68	別紙7-2			2	(2)	利用料金按分率(上限)の定期レビュー	質問 「民間事業所関連数値の直近公表数値で除して得た数値から5%以上増減し～」とありますが、5%に設定した考え方、根拠をご教示ください。	
268	実施契約書(案)	70	別紙7-3			1		利用料金按分率(上限)の臨時補正協議	意見 2020年7月20日付で公表された「リスク分担表(案)に対する質問・意見への回答」のNo115「通常想定される金利・為替変動の定義についてご教示願います。」の質問に対し、「著しい支障があると客観的に評価される場合として、定期レビューや臨時協議において協議実施となる基準に関しては、募集要項等公表時に示しする予定です。」とご回答いただいておりますが、公共施設等運営権実施契約書(案)などに記載がないため、明記頂くようご検討願います。	原文のとおりとします。 なお、「公共施設等運営権実施契約書(案)別紙7-2、2.の(1)」及び「公共施設等運営権実施契約書(案)別紙7-3、1.の(1)」に該当する場合に協議を実施します。
269	実施契約書(案)	70	別紙7-3			1		利用料金按分率(上限)の臨時補正協議	意見 2020年6月8日公表されたリスク分担表(案)で、「金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加」、「地中埋設物の発見等、当初想定していない事象による費用の増加」、「本事業開始当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合は、「通常想定される事業費の増加は運営権者負担。」と規定され、通常想定されない事業費の増加は、「市は定期レビュー又は臨時協議を実施し、利用料金按分率を補正する等必要な措置を講じることにより負担。」と理解していますが、公共施設等運営権実施契約書(案)に当該内容の記載がないため、定期レビューや臨時補正協議の事由に、「本契約締結時点での予測困難な事業環境の変化」等の項目の追加をご検討願います。	原文のとおりとします。 なお、「実施契約書(案)別紙7-2、2.の(1)(3)」及び「実施契約書(案)別紙7-3、1.の(1)(3)」に該当する場合に協議を実施します。
270	実施契約書(案)	74	別紙8		第1条			業務委託	質問 委託内容を把握するため、記載の(1)(2)(3)の詳細業務についてご教示をお願いします。	利用料金の収受にかかる一連の業務(水道メーターの検針、納入通知書の発行・送付、口座振替に係る受付・調整、漏水減量等に伴う選付、料金未納に係る滞納整理業務等)となっております。
271	実施契約書(案)	78	別紙8					別紙 委託料算定表	質問 委託料の46.4億円は、事業費(予定)3,750億円に含まれているのでしょうか。	本委託料については、含まれております。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	条	項	号				
272	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	利用料金収受代行業務の委託料は、1事業年度当たり税抜き290,000,000円と固定されていますが、これはいかなる場合も見直しの対象とはならないのでしょうか。	委託料については、公募の条件としてご理解ください。なお、算出根拠については、市が実施している水道料金等の徴収にかかる経費等を基に市と運営権者の事業範囲を踏まえて応分に算定しております。	
273	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	運営権者は料金按分率部分のみの料金回収業務委託費の負担であるべきと考えます。料金回収業務委託費の算出根拠をご教示いただけますでしょうか。		
274	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	「委託料290,000,000円」とございますが、算定根拠をご教示ください。		
275	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	「委託料290,000,000円」とございますが、協議可能でしょうか。		
276	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	実施方針に対する質問・意見への回答No.556を参照しますと、利用料金徴収にかかる費用は、収受代行の業務委託契約に基づきアロケーション相当で貴市と運営権者が応分に負担するとあります。記載された2.9億円はアロケーション相当で応分に負担されていないのでしょうか。		
277	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	委託料(1事業年度当たり、290,000,000円)の金額は事業年度期間中固定との認識でよろしいでしょうか。また290,000,000円の金額の根拠についてご教示をお願いします。		
278	実施契約書(案)	78	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	委託料の金額(1事業年度あたり2.9億円(消費税含まず))に関して、市側の算出・決定の根拠をご教示ください。		
279	実施契約書(案)	80	別紙8				別紙 委託料算定表	質問	委託料290,000,000円の内訳が不明であるため、妥当性が検討できません。市と運営権者で適切なリスク分担を実現するために、内訳の開示を求めます。		
280	実施契約書(案)	全般					市から開示される情報の契約不適合	意見	本契約には本事業の運営開始予定日までに市から開示される情報に契約不適合があった場合の規定が置かれていません。一方で第73条に「第71条の規定により運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合」に関する規定が置かれています。片務的な契約にならないようにするために、第73条の「第71条の規定により運営権者から市又は市の指定する者に提供された情報等に契約不適合」に関する規定を削除して頂けないでしょうか？	原文のとおりとします。	
281	実施契約書(案)	全般					実施契約全般	質問	「本契約に別段の定めがある場合」という記載がありますが、内容はいつ、どのようにして定められるのでしょうか。	公共施設等運営権実施契約の締結時点において、当該公共施設等運営権実施契約の中で定められます。なお、「公共施設等運営権実施契約書(案)」に追加して何らかの定めをすることは予定しておりません。	